

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年5月2日提出
【計算期間】	第46期(自 2022年8月9日至 2023年2月7日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型） 三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型） 三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型） 三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 2023年10月1日より三菱ＵＦＪア セットマネジメント株式会社に変更
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型		不動産投信		特殊型 ()
	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回					
大型株	年４回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
中小型株	年６回	北米				
債券	年６回 (隔月)	欧州				
一般	年１２回	アジア			その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	年１２回 (毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他 ()	アフリカ				その他 ()
クレジット 属性 ()		中近東 (中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源

泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
	決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年１２回（毎月）	信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
		日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
		その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域		グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

国内債券、国内株式、外国債券および外国株式を実質的な主要投資対象とし、それぞれの基本ポートフォリオに沿った資産配分を行うことにより、長期的に安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1

内外の主要金融資産に分散投資を行います。
また、ポートフォリオの資産配分比率は、原則一定を維持します。

内外の主要金融資産に分散投資を行います。

国内債券、国内株式、外国債券および外国株式への分散投資により、リスクの低減を図り、長期的に安定した収益の獲得をめざします。

各ファンドの実質的な運用は、「三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド」、「三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド」、「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」、「三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド」を通じて行います。

ポートフォリオの資産配分比率は、原則一定を維持します。

4種類のポートフォリオは、原則として、それぞれの基本ポートフォリオに沿った資産配分を行うことにより、投資家のみなさまにお選びいただいたリスク水準の近辺でコントロールします。

機関投資家向けの資産配分モデルを利用し、比較的長期的な安定した運用成果をめざします。

特色

2

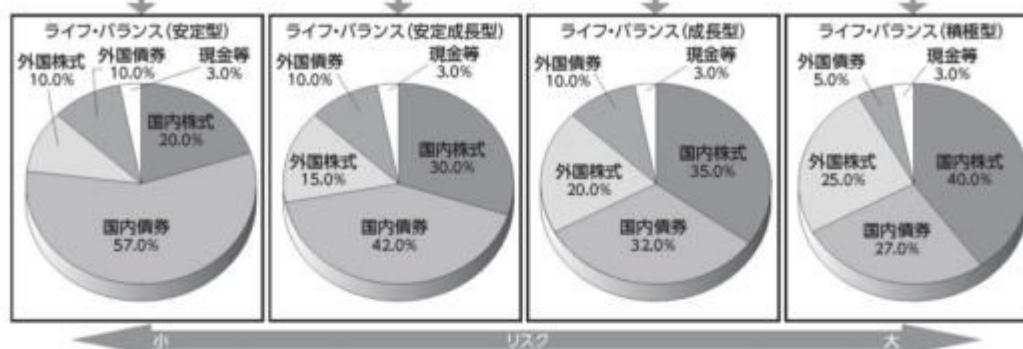
ライフプランにあわせて4つのファンドからご選択いただけます。
4つのファンドから資金性格、投資目的等に応じた選択が可能です。

ポートフォリオは、投資家のみなさまの将来設計、運用期間、リスクに対する考え方などに合わせて自由にお選びいただけるよう、リスク水準の異なる4種類をご用意いたしました。

三菱UFJ ライフ・バランスファンド (安定型)	株式組入比率の上限を45%未満、外貨建資産組入比率の上限を35%未満とする安定型のバランスファンドです。4つのファンドの中では比較的値動きが小さいタイプです。
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (安定成長型)	株式組入比率の上限を60%未満、外貨建資産組入比率の上限を40%未満とする安定成長型のバランスファンドです。成長型のファンドに比べ、値動きの大きさを抑えたタイプです。
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (成長型)	株式組入比率の上限を70%未満、外貨建資産組入比率の上限を45%未満とする成長型のバランスファンドです。4つの中では比較的値動きの大きいタイプです。
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (積極型)	株式組入比率の上限を80%未満、外貨建資産組入比率の上限を45%未満とする積極型のバランスファンドです。4つの中では値動きの大きいタイプです。

■基本ポートフォリオ

“投資家のみなさまのリスク・リターンの選好度に応じたファンドの選択が可能”



上記のリスクによる分類は、各ファンドの運用の指図範囲等に基づき、三菱UFJ国際投信が分類したものであり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャー[※]のコントロールを行う場合があります。

※エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスク・為替変動リスクにさらしている資産の割合のことをいいます。

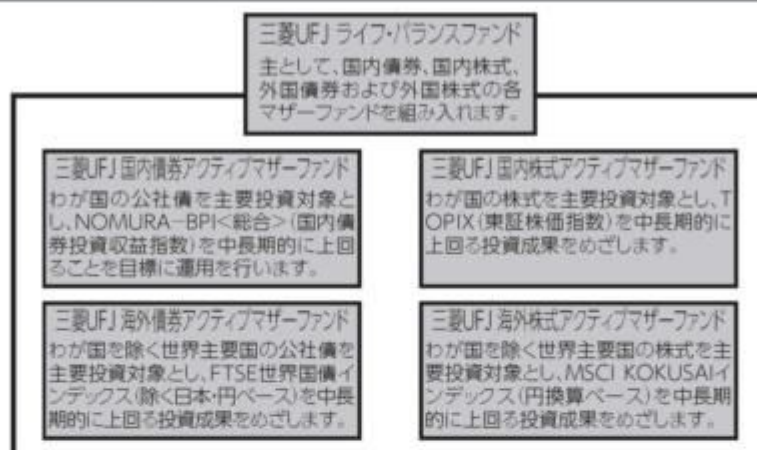
特色3

各ファンドは無手数料でスイッチング(乗換)が可能です。
ただし、スイッチングの際は、換金するファンドに対して税金がかかります。





国内債券、国内株式、外国債券および外国株式に投資するそれぞれのマザーファンドを設定し、その運用にはベンチマーク*を定め、アクティブ運用により、これを上回る収益を追求します。



※ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

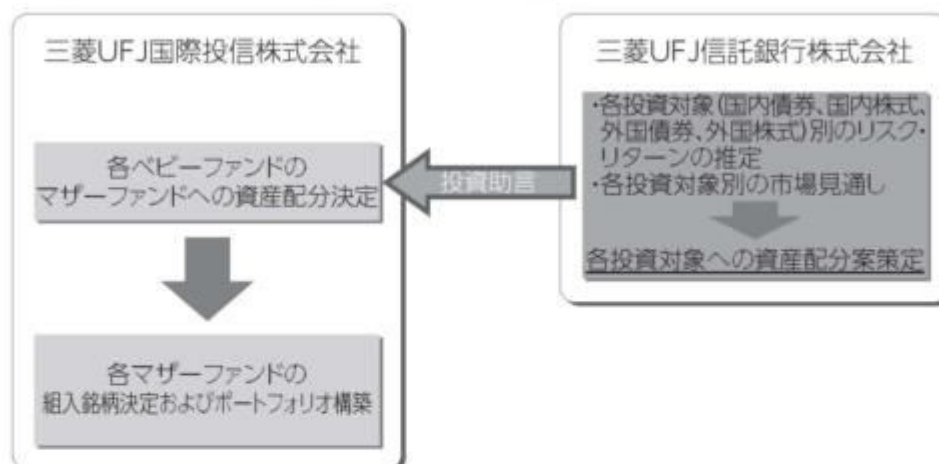
各ファンドは、以下の比率で合成したインデックスをベンチマークとします。

インデックス名称	三菱UFJ ライフ・バランスファンド （安定型）	三菱UFJ ライフ・バランスファンド （安定成長型）	三菱UFJ ライフ・バランスファンド （成長型）	三菱UFJ ライフ・バランスファンド （積極型）
NOMURA-BPI ＜総合＞ （国内債券投資収益指数）	57%	42%	32%	27%
TOPIX（東証株価指数）	20%	30%	35%	40%
FTSE 世界国債イン デックス（除く日本・円 ベース）	10%	10%	10%	5%
MSCI KOKUSAIインデックス （円換算ベース）	10%	15%	20%	25%
無担保コール翌日物レート （短資協会発表）の平均値	3%	3%	3%	3%

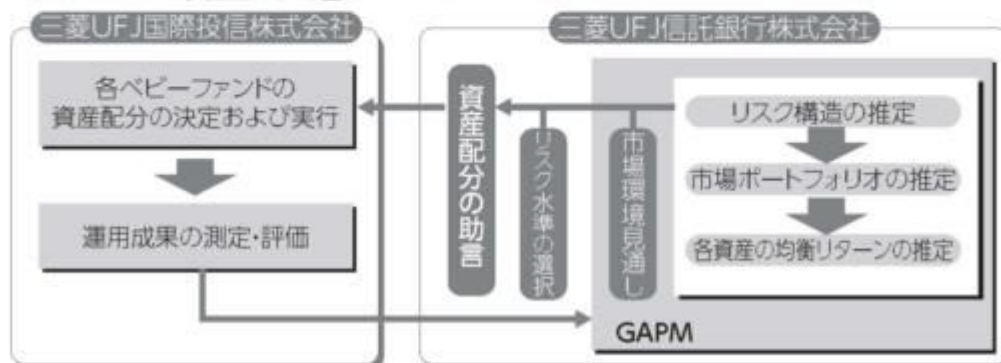


各ベビーファンドでの資産配分にあたりましては、三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言[※]を受けます。

※投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。



ベビーファンドの資産配分助言のプロセス



GAPM

GAPM(Global Asset Pricing Model)とは、市場均衡理論にその基礎を置く資本資産評価モデル(CAPM=Capital Asset Pricing Model)をグローバルに展開した、リスク・リターンの推計モデルです。

「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

「三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定型)」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%未満とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定成長型)」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%未満とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%未満とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ ライフ・バランスファンド(成長型)」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ ライフ・バランスファンド(積極型)」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の80%未満とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- ・年2回の決算時(2・8月の各7日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合に、当期の基準価額上昇分の範囲内で分配します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

 指数について

NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

TOPIX(東証株価指数)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

MSCI KOKUSAIインデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)は、MSCI KOKUSAIインデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCI KOKUSAIインデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2000年2月8日	設定日、信託契約締結、運用開始
2001年4月2日	名称を「パートナーズ ライフ・バランス ファンド(安定型)」から「ＵＦＪパートナーズ ライフ・バランス ファンド(安定型)」に、「パートナーズ ライフ・バランス ファンド(安定成長型)」から「ＵＦＪパートナーズ ライフ・バランス ファンド(安定成長型)」に、「パートナーズ ライフ・バランス ファンド(成長型)」から「ＵＦＪパートナーズ ライフ・バランス ファンド(成長型)」に、「パートナーズ ライフ・バランス ファンド(積極型)」から「ＵＦＪパートナーズ ライフ・バランス ファンド(積極型)」に変更
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継 名称を「ＵＦＪパートナーズ ライフ・バランス ファンド(安定型)」から「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド(安定型)」に、「ＵＦＪパートナーズ ライフ・バランス ファンド(安定成長型)」から「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド(安定成長型)」に、「ＵＦＪパートナーズ ライフ・バランス ファンド(成長型)」から「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド(成長型)」に、「ＵＦＪパートナーズ ライフ・バランス ファンド(積極型)」から「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド(積極型)」に変更

2018年7月18日	ファンドの投資対象に「三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド」、「三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド」、「三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド」、「三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド」、「マネー・マーケット・マザーファンド」を追加
2018年11月7日	ファンドの投資対象から「国内債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「世界債券マザーファンド」、「世界株式マザーファンド」、「短期資産マザーファンド」を削除

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
投資↓↑損益	
マザーファンド	
投資↓↑損益	
有価証券等	

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2023年2月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド受益証券、三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券および三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

主として、三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド受益証券、三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券および三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド受益証券への投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積み上げをめざします。

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）」

国内債券57%、国内株式20%、外国債券10%、外国株式10%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

（注）委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA-BPI＜総合＞（国内債券投資収益指数）57%、TOPIX（東証株価指数）20%、FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）10%、MSCI KOKUSAIインデックス（円換算ベース）10%、無担保コール翌日物レート（短資協会発表）の平均値3%を合成したものです。

各資産につき、基本ポートフォリオにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲に配分比率の変動を抑えます。ただし、市況動向等に応じて、基本ポートフォリオは適宜見直しを行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の75%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）」

国内債券42%、国内株式30%、外国債券10%、外国株式15%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

（注）委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA-BPI＜総合＞（国内債券投資収益指数）42%、TOPIX（東証株価指数）30%、FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）10%、MSCI KOKUSAIインデックス（円換算ベース）15%、無担保コール翌日物レート（短資協会発表）の平均値3%を合成したものと

です。

各資産につき、基本ポートフォリオにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲に配分比率の変動を抑えます。ただし、市況動向等に応じて、基本ポートフォリオは適宜見直しを行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の75%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）」

国内債券32%、国内株式35%、外国債券10%、外国株式20%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを行います。

（注）委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA-BPI＜総合＞（国内債券投資収益指数）32%、TOPIX（東証株価指数）35%、FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）10%、MSCI KOKUSAIインデックス（円換算ベース）20%、無担保コール翌日物レート（短資協会発表）の平均値3%を合成したものです。

各資産につき、基本ポートフォリオにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲に配分比率の変動を抑えます。ただし、市況動向等に応じて、基本ポートフォリオは適宜見直しを行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）」

国内債券27%、国内株式40%、外国債券5%、外国株式25%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを行います。

（注）委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA-BPI＜総合＞（国内債券投資収益指数）27%、TOPIX（東証株価指数）40%、FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）5%、MSCI KOKUSAIインデックス（円換算ベース）25%、無担保コール翌日物レート（短資協会発表）の平均値3%を合成したものです。

各資産につき、基本ポートフォリオにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲に配分比率の変動を抑えます。ただし、市況動向等に応じて、基本ポートフォリオは適宜見直しを行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1

項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド、三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド、三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド、三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）に限りま。

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの

14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるものの以外のもの

16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるもの

をいい、有価証券に係るものに限りま。

19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20．外国法人が発行する譲渡性預金証書

21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）

22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とします。ただし、事業債、円建外債についてはＢＢＢ格（Ｓ＆Ｐ、ムーディーズ、格付投資情報センターおよび日本格付研究所のいずれかから取得したもの）相当以上の格付を有する債券を対象とします。

NOMURA-BPI<総合>（国内債券投資収益指数）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標に運用を行います。

経済や金利の分析をベースに、デュレーション・残存構成・債券種別等をコントロールするアクティブ運用を行います。具体的には、次のプロセスによります。

1）経済分析や市場分析等を踏まえて金利の方向性等を予測し、デュレーションに関する戦略を策定します。

2）また、同様の分析を行い金利の期間構造等を予測し、上記のデュレーション戦略を加味して、残存構成に関する戦略を策定します。

3）さらに、各債券種別間の利回り較差動向等を予測し、債券種別構成に関する戦略を策定します。

4）以上の戦略を総合して、ポートフォリオを構築します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡し取引は信託約款の範囲で行います。

デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。

この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

銘柄選択にあたっては、以下の２つの観点から行います。

１）中長期的な成長力の高い銘柄や業績改善度の大きい銘柄を選択

２）企業価値に対して株価が割安と判断され、かつ株価上昇が期待できる銘柄を選択

具体的には、１）経営者のリーダーシップ、２）企業戦略の適切さ、３）マーケット支配力・競争力、４）産業の循環、産業構造の変化等の定性的な要素を踏まえ、中長期的にみて高い利益成長が期待できる銘柄や業績の大幅な改善が見込める銘柄を選択し、株価の妥当性をチェックしたうえで、組み入れを図ります。なお、株価評価は、企業の利益成長率に見合った適正価値が存在するというＧＡＲＰ（Growth at Reasonable Price）の考え方をベースに行います。また、各種評価尺度（株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、株価売上高倍率、株価純資産倍率、配当利回り等）を用いて行う定量的な分析に、定性的な分析を加えた結果、「現在の株価が妥当株価に比して割安に放置されており、かつ今後株価上昇が期待できる」と判断される銘柄についても、適宜組み入れを図ります。

株式の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資に制限を設けません。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡し取引は信託約款の範囲で行います。

三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

公社債の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

外貨建資産への投資に制限を設けません。
有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。
スワップ取引は信託約款の範囲で行います。
金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款の範囲で行います。
外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

M S C I K O K U S A I インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、カンントリーアロケーションと銘柄選択の双方におけるアクティブ戦略により、超過収益の獲得を目指します。カンントリーアロケーションについてはマクロシナリオからのトップダウンアプローチにより決定します。また組入銘柄選択については、企業の成長力と株価を評価することにより決定します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

株式の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資に制限を設けません。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資に制限を設けません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款の範囲で行います。

外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

マネー・マーケット・マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資は行いません。

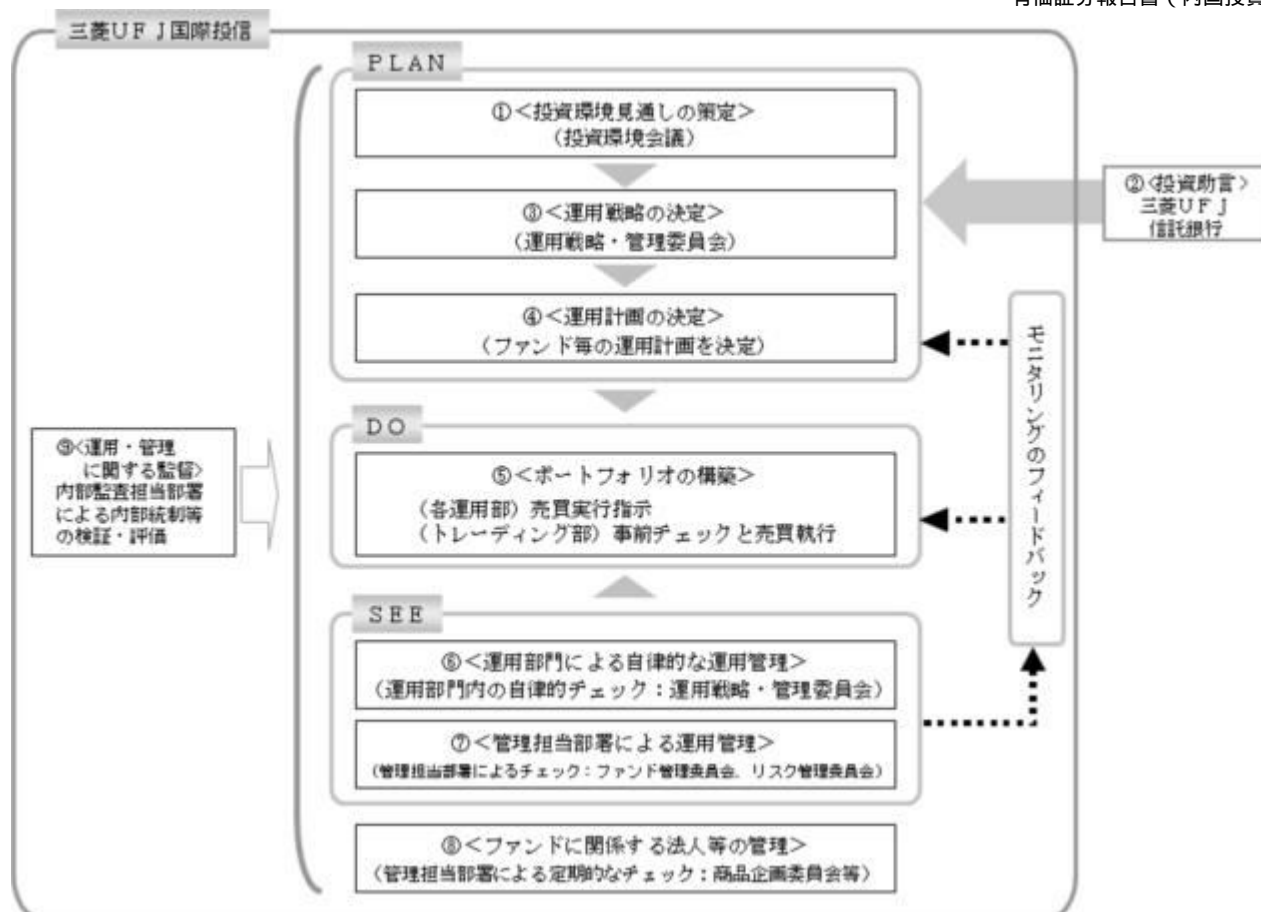
外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、三菱ＵＦＪ信託銀行（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに關係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社

の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）」

株式

- a．委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下 において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

- a．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下 において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の35以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の35以上となった場合には、速やかにこれを調整します。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）」

株式

- a．委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下 において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

- a．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の40以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の40以上となった場合には、速やかにこれを調整します。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）」

株式

- a．委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

- a．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の45以上となった場合には、速やかにこれを調整します。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）」

株式

- a．委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の80以上となる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

- a．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の45以上となった場合には、速やかにこれを調整します。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

< ファンド共通 >

投資信託証券

- a．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできます。
- c. 信託財産の一部解約等の事由によりb. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約

代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債または の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他法令等に定められた投資制限 >

・ 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。こ

れにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見込まれた場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

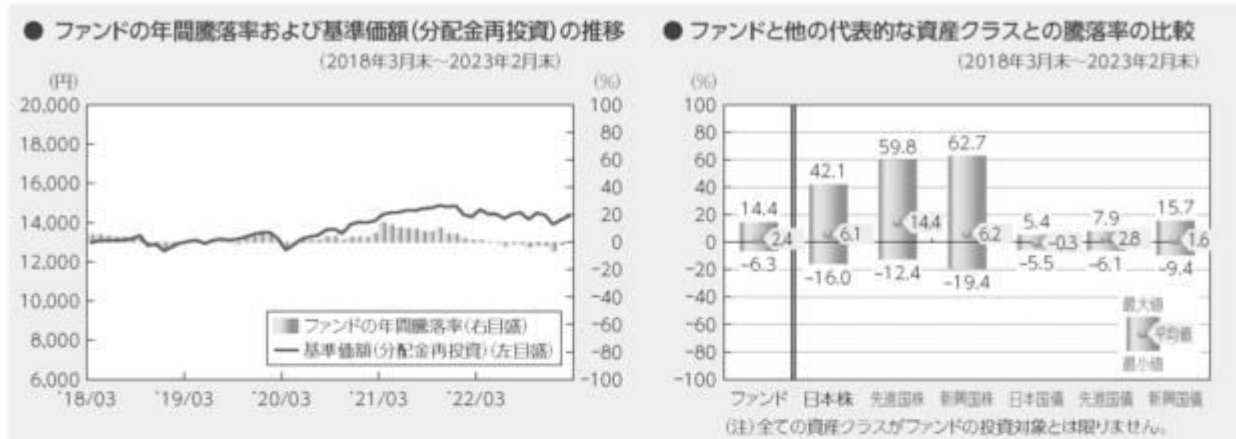
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

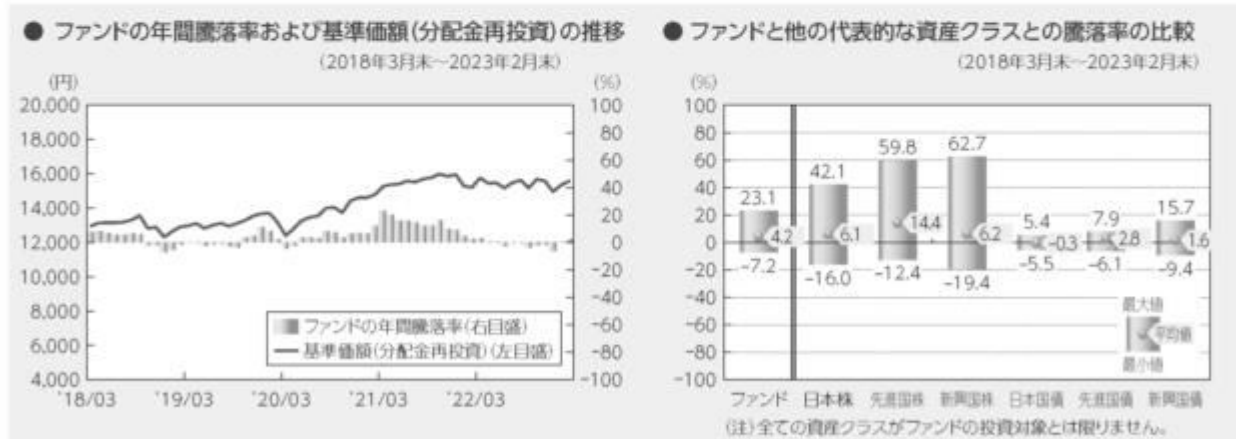
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

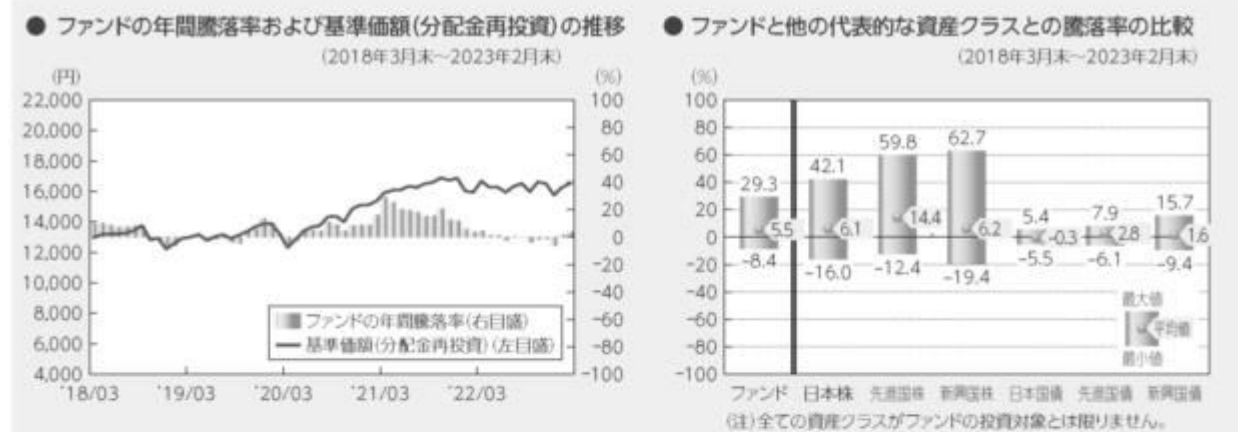
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定成長型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

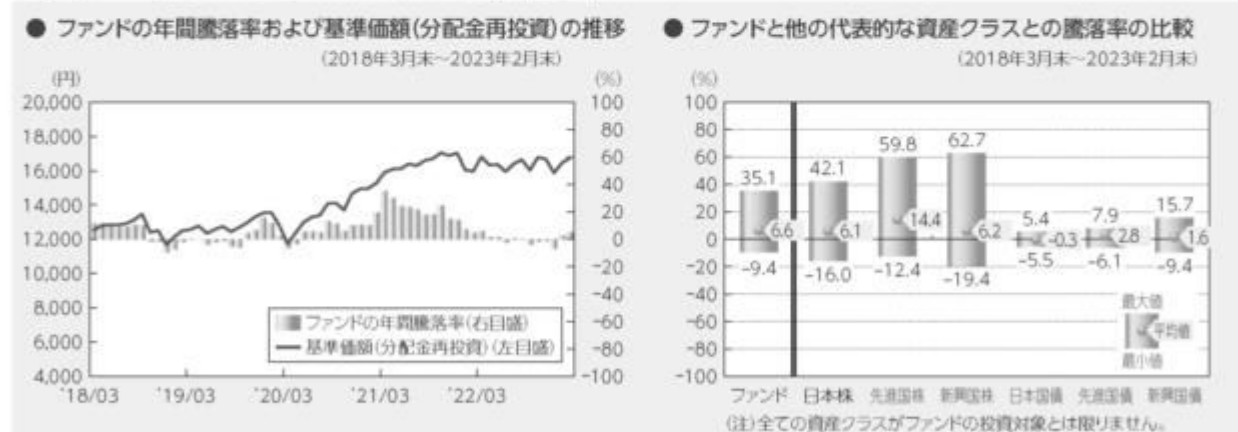
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ ライフ・バランスファンド(成長型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ ライフ・バランスファンド(積極型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「ライフ・バランスファンド」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

「三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.43%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・ 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・ 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.66%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.56%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）」

- ・ 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.54%（税抜1.4%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・ 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・ 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.71%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.61%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）」

- ・ 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.65%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・ 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・ 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.76%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.66%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

「三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.76%（税抜1.6%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.81%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.71%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2023年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）】

（１）【投資状況】

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	237,598,166	97.08
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	7,146,941	2.92
純資産総額		244,745,107	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマ ザーファンド	97,793,110	1.3904	135,971,540	1.4011	137,017,926	55.98
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマ ザーファンド	24,991,335	2.1086	52,696,728	2.1282	53,186,559	21.73
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマ ザーファンド	7,301,582	3.8456	28,078,963	3.8274	27,946,074	11.42
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマ ザーファンド	5,871,685	3.3044	19,402,395	3.3121	19,447,607	7.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 5年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.08
合計	97.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和5年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第27計算期間末日（平成25年 8月 7日）	1,138,109,349	1,138,109,349	10,029	10,029
第28計算期間末日（平成26年 2月 7日）	999,359,308	1,019,008,066	10,172	10,372
第29計算期間末日（平成26年 8月 7日）	1,007,133,163	1,016,918,928	10,292	10,392
第30計算期間末日（平成27年 2月 9日）	1,009,495,362	1,042,736,298	10,629	10,979
第31計算期間末日（平成27年 8月 7日）	1,033,764,818	1,057,493,267	10,892	11,142
第32計算期間末日（平成28年 2月 8日）	990,731,059	990,731,059	10,399	10,399
第33計算期間末日（平成28年 8月 8日）	973,535,400	973,535,400	10,347	10,347
第34計算期間末日（平成29年 2月 7日）	976,712,892	990,669,420	10,497	10,647
第35計算期間末日（平成29年 8月 7日）	964,147,250	982,172,605	10,698	10,898
第36計算期間末日（平成30年 2月 7日）	957,404,072	975,122,716	10,807	11,007
第37計算期間末日（平成30年 8月 7日）	947,889,357	947,889,357	10,850	10,850
第38計算期間末日（平成31年 2月 7日）	707,472,109	707,472,109	10,598	10,598
第39計算期間末日（令和 1年 8月 7日）	303,217,818	306,059,376	10,671	10,771
第40計算期間末日（令和 2年 2月 7日）	295,622,385	301,010,638	10,973	11,173
第41計算期間末日（令和 2年 8月 7日）	289,315,570	289,315,570	10,884	10,884
第42計算期間末日（令和 3年 2月 8日）	275,533,973	281,669,689	11,227	11,477
第43計算期間末日（令和 3年 8月10日）	264,761,443	268,248,228	11,390	11,540
第44計算期間末日（令和 4年 2月 7日）	253,685,947	253,685,947	11,223	11,223
第45計算期間末日（令和 4年 8月 8日）	255,548,934	256,684,963	11,247	11,297
第46計算期間末日（令和 5年 2月 7日）	243,275,389	243,275,389	11,048	11,048
令和 4年 2月末日	250,753,652	—	11,129	—
3月末日	259,197,485	—	11,405	—
4月末日	256,202,006	—	11,236	—
5月末日	256,680,830	—	11,233	—
6月末日	252,550,085	—	11,056	—
7月末日	257,365,519	—	11,230	—
8月末日	255,051,621	—	11,239	—
9月末日	249,748,862	—	10,973	—
10月末日	248,819,904	—	11,223	—
11月末日	248,209,640	—	11,143	—
12月末日	239,636,084	—	10,779	—
令和 5年 1月末日	241,113,031	—	10,959	—
2月末日	244,745,107	—	11,105	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第27計算期間	0円
第28計算期間	200円
第29計算期間	100円
第30計算期間	350円
第31計算期間	250円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円
第34計算期間	150円
第35計算期間	200円
第36計算期間	200円
第37計算期間	0円
第38計算期間	0円
第39計算期間	100円
第40計算期間	200円
第41計算期間	0円
第42計算期間	250円
第43計算期間	150円
第44計算期間	0円
第45計算期間	50円
第46計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第27計算期間	6.32
第28計算期間	3.42
第29計算期間	2.16
第30計算期間	6.67
第31計算期間	4.82
第32計算期間	4.52
第33計算期間	0.50
第34計算期間	2.89
第35計算期間	3.82
第36計算期間	2.88
第37計算期間	0.39
第38計算期間	2.32
第39計算期間	1.63

第40計算期間	4.70
第41計算期間	0.81
第42計算期間	5.44
第43計算期間	2.78
第44計算期間	1.46
第45計算期間	0.65
第46計算期間	1.76

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第27計算期間	20,852,148	109,065,950	1,134,802,972
第28計算期間	10,563,585	162,928,648	982,437,909
第29計算期間	23,530,475	27,391,842	978,576,542
第30計算期間	12,531,206	41,366,704	949,741,044
第31計算期間	26,913,348	27,516,401	949,137,991
第32計算期間	17,932,370	14,346,232	952,724,129
第33計算期間	9,032,487	20,825,494	940,931,122
第34計算期間	12,409,132	22,905,005	930,435,249
第35計算期間	11,440,130	40,607,586	901,267,793
第36計算期間	12,357,115	27,692,681	885,932,227
第37計算期間	12,904,303	25,223,478	873,613,052
第38計算期間	7,977,565	214,044,115	667,546,502
第39計算期間	6,209,764	389,600,449	284,155,817
第40計算期間	8,070,330	22,813,449	269,412,698
第41計算期間	9,814,732	13,421,543	265,805,887
第42計算期間	6,755,889	27,133,124	245,428,652
第43計算期間	9,261,037	22,237,309	232,452,380
第44計算期間	6,919,205	13,334,354	226,037,231
第45計算期間	10,147,442	8,978,844	227,205,829
第46計算期間	5,213,709	12,220,121	220,199,417

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）】

（１）【投資状況】

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
-------	------	------	---------

親投資信託受益証券	日本	169,732,206	96.48
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	6,183,769	3.52
純資産総額		175,915,975	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 2月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマ ザーファンド	51,509,231	1.3904	71,619,153	1.4011	72,169,583	41.03
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマ ザーファンド	26,102,217	2.1086	55,040,128	2.1282	55,550,738	31.58
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマ ザーファンド	7,416,540	3.8456	28,521,046	3.8274	28,386,065	16.14
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマ ザーファンド	4,113,952	3.3044	13,594,142	3.3121	13,625,820	7.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 5年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	96.48
合計	96.48

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和5年2月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第27計算期間末日（平成25年 8月 7日）	818,392,956	818,392,956	9,471	9,471
第28計算期間末日（平成26年 2月 7日）	809,161,896	809,161,896	9,866	9,866
第29計算期間末日（平成26年 8月 7日）	803,462,264	803,462,264	10,154	10,154
第30計算期間末日（平成27年 2月 9日）	802,942,403	837,084,940	10,583	11,033
第31計算期間末日（平成27年 8月 7日）	823,307,388	849,510,394	10,997	11,347
第32計算期間末日（平成28年 2月 8日）	749,920,510	749,920,510	10,169	10,169
第33計算期間末日（平成28年 8月 8日）	739,051,250	739,051,250	10,041	10,041
第34計算期間末日（平成29年 2月 7日）	750,303,141	768,433,949	10,346	10,596
第35計算期間末日（平成29年 8月 7日）	768,297,930	790,061,231	10,591	10,891
第36計算期間末日（平成30年 2月 7日）	776,637,519	794,607,295	10,805	11,055
第37計算期間末日（平成30年 8月 7日）	783,587,774	790,838,792	10,807	10,907
第38計算期間末日（平成31年 2月 7日）	661,620,948	661,620,948	10,374	10,374
第39計算期間末日（令和 1年 8月 7日）	163,969,396	165,543,025	10,420	10,520
第40計算期間末日（令和 2年 2月 7日）	163,262,604	168,506,790	10,896	11,246
第41計算期間末日（令和 2年 8月 7日）	174,849,076	174,849,076	10,823	10,823
第42計算期間末日（令和 3年 2月 8日）	172,204,819	177,486,747	11,411	11,761
第43計算期間末日（令和 3年 8月10日）	171,408,011	175,099,485	11,608	11,858
第44計算期間末日（令和 4年 2月 7日）	170,896,917	170,896,917	11,470	11,470
第45計算期間末日（令和 4年 8月 8日）	179,896,114	180,672,041	11,592	11,642
第46計算期間末日（令和 5年 2月 7日）	170,947,344	170,947,344	11,513	11,513
令和 4年 2月末日	168,924,794	—	11,344	—
3月末日	177,701,977	—	11,762	—
4月末日	174,142,421	—	11,526	—
5月末日	173,597,963	—	11,541	—
6月末日	169,533,927	—	11,318	—
7月末日	178,966,762	—	11,550	—
8月末日	179,478,184	—	11,612	—
9月末日	175,677,854	—	11,271	—
10月末日	181,741,061	—	11,648	—
11月末日	181,393,600	—	11,574	—
12月末日	174,604,386	—	11,113	—
令和 5年 1月末日	169,013,081	—	11,403	—
2月末日	175,915,975	—	11,567	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第27計算期間	0円
第28計算期間	0円
第29計算期間	0円
第30計算期間	450円
第31計算期間	350円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円
第34計算期間	250円
第35計算期間	300円
第36計算期間	250円
第37計算期間	100円
第38計算期間	0円
第39計算期間	100円
第40計算期間	350円
第41計算期間	0円
第42計算期間	350円
第43計算期間	250円
第44計算期間	0円
第45計算期間	50円
第46計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第27計算期間	9.33
第28計算期間	4.17
第29計算期間	2.91
第30計算期間	8.65
第31計算期間	7.21
第32計算期間	7.52
第33計算期間	1.25
第34計算期間	5.52
第35計算期間	5.26
第36計算期間	4.38
第37計算期間	0.94
第38計算期間	4.00
第39計算期間	1.40
第40計算期間	7.92
第41計算期間	0.66
第42計算期間	8.66
第43計算期間	3.91

第44計算期間	1.18
第45計算期間	1.49
第46計算期間	0.68

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第27計算期間	8,596,184	66,593,825	864,060,658
第28計算期間	7,118,785	51,043,672	820,135,771
第29計算期間	5,173,806	34,052,324	791,257,253
第30計算期間	4,442,325	36,976,517	758,723,061
第31計算期間	12,997,475	23,063,201	748,657,335
第32計算期間	10,038,681	21,252,681	737,443,335
第33計算期間	8,977,023	10,414,658	736,005,700
第34計算期間	4,941,178	15,714,555	725,232,323
第35計算期間	12,438,153	12,227,084	725,443,392
第36計算期間	16,896,680	23,548,995	718,791,077
第37計算期間	15,450,626	9,139,856	725,101,847
第38計算期間	105,046,948	192,393,515	637,755,280
第39計算期間	5,004,990	485,397,323	157,362,947
第40計算期間	5,582,328	13,111,378	149,833,897
第41計算期間	14,486,801	2,769,810	161,550,888
第42計算期間	6,045,033	16,683,684	150,912,237
第43計算期間	9,932,893	13,186,159	147,658,971
第44計算期間	10,887,016	9,548,979	148,997,008
第45計算期間	10,733,684	4,545,162	155,185,530
第46計算期間	5,485,319	12,193,307	148,477,542

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）】

（１）【投資状況】

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	104,495,856	98.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	2,137,106	2.00
純資産総額		106,632,962	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 2月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマ ザーファンド	18,575,581	2.1086	39,168,470	2.1282	39,532,551	37.07
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマ ザーファンド	23,679,227	1.3904	32,923,597	1.4011	33,176,964	31.11
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマ ザーファンド	6,077,383	3.8456	23,371,184	3.8274	23,260,575	21.81
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマ ザーファンド	2,574,127	3.3044	8,505,945	3.3121	8,525,766	8.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 5年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.00
合計	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和5年2月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第27計算期間末日	(平成25年 8月 7日)	695,156,552	695,156,552	9,113	9,113
第28計算期間末日	(平成26年 2月 7日)	696,541,339	696,541,339	9,542	9,542
第29計算期間末日	(平成26年 8月 7日)	712,562,681	712,562,681	9,868	9,868
第30計算期間末日	(平成27年 2月 9日)	721,320,403	752,516,246	10,405	10,855
第31計算期間末日	(平成27年 8月 7日)	747,971,317	778,973,991	10,857	11,307
第32計算期間末日	(平成28年 2月 8日)	662,251,629	662,251,629	9,814	9,814
第33計算期間末日	(平成28年 8月 8日)	648,460,460	648,460,460	9,649	9,649
第34計算期間末日	(平成29年 2月 7日)	677,252,262	687,209,219	10,203	10,353
第35計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	697,613,891	717,456,425	10,547	10,847
第36計算期間末日	(平成30年 2月 7日)	706,071,638	725,659,775	10,814	11,114
第37計算期間末日	(平成30年 8月 7日)	715,765,004	722,342,642	10,882	10,982
第38計算期間末日	(平成31年 2月 7日)	490,726,582	490,726,582	10,344	10,344
第39計算期間末日	(令和 1年 8月 7日)	98,362,882	99,309,903	10,387	10,487
第40計算期間末日	(令和 2年 2月 7日)	99,267,035	103,334,788	10,982	11,432
第41計算期間末日	(令和 2年 8月 7日)	103,096,531	103,096,531	10,928	10,928
第42計算期間末日	(令和 3年 2月 8日)	102,903,691	106,874,519	11,662	12,112
第43計算期間末日	(令和 3年 8月10日)	106,131,549	108,800,910	11,928	12,228
第44計算期間末日	(令和 4年 2月 7日)	107,803,877	107,803,877	11,805	11,805
第45計算期間末日	(令和 4年 8月 8日)	107,744,546	108,646,026	11,952	12,052
第46計算期間末日	(令和 5年 2月 7日)	107,170,332	107,170,332	11,933	11,933
令和 4年 2月末日		104,727,180	—	11,654	—
3月末日		109,774,547	—	12,190	—
4月末日		106,659,802	—	11,892	—
5月末日		106,876,016	—	11,910	—
6月末日		105,065,742	—	11,654	—
7月末日		107,503,821	—	11,935	—
8月末日		108,539,843	—	11,978	—
9月末日		105,001,021	—	11,578	—
10月末日		109,486,398	—	12,054	—
11月末日		111,016,316	—	11,967	—
12月末日		102,338,331	—	11,427	—
令和 5年 1月末日		105,753,969	—	11,800	—
2月末日		106,632,962	—	11,981	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第27計算期間	0円
第28計算期間	0円
第29計算期間	0円
第30計算期間	450円

第31計算期間	450円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円
第34計算期間	150円
第35計算期間	300円
第36計算期間	300円
第37計算期間	100円
第38計算期間	0円
第39計算期間	100円
第40計算期間	450円
第41計算期間	0円
第42計算期間	450円
第43計算期間	300円
第44計算期間	0円
第45計算期間	100円
第46計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第27計算期間	11.20
第28計算期間	4.70
第29計算期間	3.41
第30計算期間	10.00
第31計算期間	8.66
第32計算期間	9.60
第33計算期間	1.68
第34計算期間	7.29
第35計算期間	6.31
第36計算期間	5.37
第37計算期間	1.55
第38計算期間	4.94
第39計算期間	1.38
第40計算期間	10.06
第41計算期間	0.49
第42計算期間	10.83
第43計算期間	4.85
第44計算期間	1.03
第45計算期間	2.09
第46計算期間	0.15

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第27計算期間	3,824,210	26,956,571	762,858,617
第28計算期間	2,776,521	35,689,259	729,945,879
第29計算期間	2,499,607	10,374,500	722,070,986
第30計算期間	2,206,340	31,036,365	693,240,961
第31計算期間	10,210,370	14,503,013	688,948,318
第32計算期間	7,290,387	21,406,936	674,831,769
第33計算期間	2,327,772	5,113,578	672,045,963
第34計算期間	2,412,569	10,661,344	663,797,188
第35計算期間	3,663,458	6,042,819	661,417,827
第36計算期間	5,744,253	14,224,179	652,937,901
第37計算期間	8,309,664	3,483,712	657,763,853
第38計算期間	5,245,900	188,599,558	474,410,195
第39計算期間	2,024,006	381,732,035	94,702,166
第40計算期間	2,803,289	7,110,922	90,394,533
第41計算期間	5,087,043	1,140,186	94,341,390
第42計算期間	6,604,890	12,705,651	88,240,629
第43計算期間	5,175,480	4,437,381	88,978,728
第44計算期間	4,118,335	1,776,857	91,320,206
第45計算期間	1,945,384	3,117,563	90,148,027
第46計算期間	4,094,823	4,433,764	89,809,086

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）】

（１）【投資状況】

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	198,925,547	97.95
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	4,157,563	2.05
純資産総額		203,083,110	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 2月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマ ザーファンド	39,896,139	2.1086	84,124,999	2.1282	84,906,963	41.81
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマ ザーファンド	14,347,115	3.8456	55,173,265	3.8274	54,912,147	27.04
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマ ザーファンド	37,905,834	1.3904	52,704,272	1.4011	53,109,864	26.15
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマ ザーファンド	1,810,505	3.3044	5,982,632	3.3121	5,996,573	2.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 5年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.95
合計	97.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和5年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第27計算期間末日（平成25年 8月 7日）	877,641,593	877,641,593	8,724	8,724
第28計算期間末日（平成26年 2月 7日）	876,145,088	876,145,088	9,157	9,157
第29計算期間末日（平成26年 8月 7日）	881,600,813	881,600,813	9,503	9,503

第30計算期間末日	(平成27年 2月 9日)	879,296,522	905,070,950	10,235	10,535
第31計算期間末日	(平成27年 8月 7日)	890,915,236	932,305,356	10,762	11,262
第32計算期間末日	(平成28年 2月 8日)	778,784,459	778,784,459	9,540	9,540
第33計算期間末日	(平成28年 8月 8日)	756,743,891	756,743,891	9,401	9,401
第34計算期間末日	(平成29年 2月 7日)	794,879,874	802,725,466	10,132	10,232
第35計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	792,043,721	818,435,115	10,504	10,854
第36計算期間末日	(平成30年 2月 7日)	814,370,072	840,709,357	10,821	11,171
第37計算期間末日	(平成30年 8月 7日)	816,694,988	827,923,340	10,910	11,060
第38計算期間末日	(平成31年 2月 7日)	578,404,188	578,404,188	10,263	10,263
第39計算期間末日	(令和 1年 8月 7日)	196,025,852	197,930,673	10,291	10,391
第40計算期間末日	(令和 2年 2月 7日)	204,691,848	213,979,375	11,020	11,520
第41計算期間末日	(令和 2年 8月 7日)	203,796,658	203,796,658	10,944	10,944
第42計算期間末日	(令和 3年 2月 8日)	218,511,650	227,729,372	11,853	12,353
第43計算期間末日	(令和 3年 8月10日)	209,161,239	215,173,856	12,175	12,525
第44計算期間末日	(令和 4年 2月 7日)	199,591,596	199,591,596	12,053	12,053
第45計算期間末日	(令和 4年 8月 8日)	206,621,323	208,309,029	12,243	12,343
第46計算期間末日	(令和 5年 2月 7日)	204,423,382	204,423,382	12,310	12,310
	令和 4年 2月末日	195,029,267	—	11,881	—
	3月末日	209,223,203	—	12,509	—
	4月末日	203,382,137	—	12,145	—
	5月末日	204,395,333	—	12,174	—
	6月末日	200,365,291	—	11,867	—
	7月末日	205,665,083	—	12,198	—
	8月末日	207,578,209	—	12,286	—
	9月末日	195,917,193	—	11,825	—
	10月末日	204,879,575	—	12,384	—
	11月末日	204,149,078	—	12,303	—
	12月末日	194,610,431	—	11,709	—
	令和 5年 1月末日	202,059,194	—	12,155	—
	2月末日	203,083,110	—	12,355	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第27計算期間	0円
第28計算期間	0円
第29計算期間	0円
第30計算期間	300円
第31計算期間	500円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円

第34計算期間	100円
第35計算期間	350円
第36計算期間	350円
第37計算期間	150円
第38計算期間	0円
第39計算期間	100円
第40計算期間	500円
第41計算期間	0円
第42計算期間	500円
第43計算期間	350円
第44計算期間	0円
第45計算期間	100円
第46計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第27計算期間	13.03
第28計算期間	4.96
第29計算期間	3.77
第30計算期間	10.85
第31計算期間	10.03
第32計算期間	11.35
第33計算期間	1.45
第34計算期間	8.83
第35計算期間	7.12
第36計算期間	6.34
第37計算期間	2.20
第38計算期間	5.93
第39計算期間	1.24
第40計算期間	11.94
第41計算期間	0.68
第42計算期間	12.87
第43計算期間	5.66
第44計算期間	1.00
第45計算期間	2.40
第46計算期間	0.54

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第27計算期間	6,555,126	79,959,213	1,006,009,697
第28計算期間	3,092,838	52,311,053	956,791,482
第29計算期間	5,465,541	34,564,210	927,692,813
第30計算期間	2,587,889	71,133,101	859,147,601
第31計算期間	10,665,986	42,011,181	827,802,406
第32計算期間	19,002,710	30,472,501	816,332,615
第33計算期間	4,315,808	15,719,805	804,928,618
第34計算期間	3,377,676	23,747,033	784,559,261
第35計算期間	5,063,324	35,582,728	754,039,857
第36計算期間	19,639,364	21,128,208	752,551,013
第37計算期間	9,438,809	13,433,008	748,556,814
第38計算期間	7,944,650	192,898,678	563,602,786
第39計算期間	3,738,219	376,858,858	190,482,147
第40計算期間	5,415,473	10,147,064	185,750,556
第41計算期間	12,800,756	12,327,558	186,223,754
第42計算期間	10,640,439	12,509,739	184,354,454
第43計算期間	9,839,305	22,404,680	171,789,079
第44計算期間	10,884,458	17,080,239	165,593,298
第45計算期間	5,503,504	2,326,155	168,770,647
第46計算期間	4,950,497	7,662,950	166,058,194

（参考）

三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド

投資状況

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	日本	10,205,210,300	62.10
社債券	日本	5,448,198,000	33.15
	スイス	99,946,000	0.61
	小計	5,548,144,000	33.76
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	680,323,631	4.14
純資産総額		16,433,677,931	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 2月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第 3 4 8 回利付国債（１０年）	520,000,000	99.68	518,341,200	99.66	518,232,000	0.100000	2027/9/20	3.15
日本	国債証券	第 3 6 0 回利付国債（１０年）	470,000,000	97.35	457,587,300	97.19	456,807,100	0.100000	2030/9/20	2.78
日本	国債証券	第 3 5 0 回利付国債（１０年）	370,000,000	99.39	367,765,200	99.37	367,687,500	0.100000	2028/3/20	2.24
日本	国債証券	第 3 5 1 回利付国債（１０年）	350,000,000	99.20	347,231,500	99.18	347,158,000	0.100000	2028/6/20	2.11
日本	国債証券	第 3 5 4 回利付国債（１０年）	290,000,000	98.65	286,102,400	98.57	285,870,400	0.100000	2029/3/20	1.74
日本	国債証券	第 3 6 9 回利付国債（１０年）	270,000,000	100.00	270,000,000	100.00	270,000,000	0.500000	2032/12/20	1.64
日本	国債証券	第 1 7 6 回利付国債（２０年）	280,000,000	88.22	247,016,000	89.41	250,359,200	0.500000	2041/3/20	1.52
日本	国債証券	第 1 8 2 回利付国債（２０年）	240,000,000	96.95	232,684,800	98.41	236,198,400	1.100000	2042/9/20	1.44
日本	国債証券	第 1 6 6 回利付国債（２０年）	240,000,000	94.73	227,373,600	95.70	229,687,200	0.700000	2038/9/20	1.40
日本	国債証券	第 1 5 0 回利付国債（２０年）	210,000,000	107.10	224,916,300	107.59	225,955,800	1.400000	2034/9/20	1.37
日本	国債証券	第 1 4 6 回利付国債（２０年）	200,000,000	110.51	221,028,000	110.81	221,620,000	1.700000	2033/9/20	1.35
日本	国債証券	第 1 4 3 回利付国債（２０年）	200,000,000	109.51	219,022,000	109.74	219,480,000	1.600000	2033/3/20	1.34
日本	社債券	第 1 4 回 ＳＢＩ ホールディングス	200,000,000	100.01	200,032,000	100.01	200,022,000	0.700000	2023/3/27	1.22
日本	社債券	第 1 6 回イオン フィナンシャル サービス	200,000,000	99.40	198,816,000	99.38	198,760,000	0.270000	2025/6/24	1.21
日本	社債券	第 9 回マラヤン・ バンキング	200,000,000	99.25	198,506,000	99.26	198,526,000	0.250000	2025/2/4	1.21
日本	国債証券	第 3 5 2 回利付国債（１０年）	200,000,000	99.03	198,072,000	98.98	197,976,000	0.100000	2028/9/20	1.20
日本	社債券	第 1 0 回ロイズ・ バンキング・グ ループ期限前償還 条項付	200,000,000	98.14	196,298,000	98.19	196,386,000	1.247000	2028/5/26	1.20
日本	国債証券	第 1 7 2 回利付国債（２０年）	220,000,000	88.09	193,804,600	89.24	196,336,800	0.400000	2040/3/20	1.19
日本	国債証券	第 3 5 7 回利付国債（１０年）	200,000,000	98.13	196,266,000	97.98	195,960,000	0.100000	2029/12/20	1.19
日本	国債証券	第 3 5 9 回利付国債（１０年）	190,000,000	97.72	185,669,900	97.55	185,362,100	0.100000	2030/6/20	1.13
日本	国債証券	第 1 4 8 回利付国債（２０年）	170,000,000	108.34	184,181,400	108.76	184,898,800	1.500000	2034/3/20	1.13
日本	社債券	第 2 回パナソニック 利払繰延・期限 前償還条項・劣後 特約付	200,000,000	92.16	184,322,000	91.74	183,488,000	0.885000	2081/10/14	1.12
日本	国債証券	第 1 6 2 回利付国債（２０年）	190,000,000	94.66	179,863,500	95.70	181,843,300	0.600000	2037/9/20	1.11
日本	国債証券	第 5 8 回利付国債（３０年）	200,000,000	86.84	173,688,000	88.78	177,578,000	0.800000	2048/3/20	1.08
日本	国債証券	第 1 4 0 回利付国債（２０年）	160,000,000	110.47	176,763,200	110.54	176,865,600	1.700000	2032/9/20	1.08

日本	国債証券	第１４９回利付国債（２０年）	150,000,000	108.29	162,435,000	108.72	163,081,500	1.500000	2034/6/20	0.99
日本	国債証券	第１５３回利付国債（２０年）	150,000,000	105.61	158,422,500	106.25	159,382,500	1.300000	2035/6/20	0.97
日本	国債証券	第１５２回利付国債（２０年）	150,000,000	104.58	156,871,500	105.20	157,809,000	1.200000	2035/3/20	0.96
日本	国債証券	第６７回利付国債（３０年）	190,000,000	80.36	152,699,200	82.32	156,421,300	0.600000	2050/6/20	0.95
日本	国債証券	第５４回利付国債（３０年）	170,000,000	87.76	149,207,300	89.76	152,607,300	0.800000	2047/3/20	0.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 5年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	62.10
社債券	33.76
合計	95.86

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド

投資状況

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	日本	7,345,196,440	97.97
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	151,929,556	2.03
純資産総額		7,497,125,996	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 2月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	33,800	11,705.00	395,629,000	11,430.00	386,334,000	5.15
日本	株式	キーエンス	電気機器	4,300	59,510.00	255,893,000	58,890.00	253,227,000	3.38
日本	株式	東芝	電気機器	54,400	4,410.00	239,904,000	4,217.00	229,404,800	3.06
日本	株式	FOOD & LIFE C OMPANIE	小売業	66,000	3,500.00	231,000,000	3,450.00	227,700,000	3.04
日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	50,400	3,884.00	195,753,600	3,947.00	198,928,800	2.65
日本	株式	第一三共	医薬品	45,900	4,179.00	191,816,100	4,283.00	196,589,700	2.62
日本	株式	富士通	電気機器	10,500	17,840.00	187,320,000	17,520.00	183,960,000	2.45
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	59,000	2,797.50	165,052,500	2,890.50	170,539,500	2.27
日本	株式	M & A総合研究所	サービス 業	19,900	8,630.00	171,737,000	8,510.00	169,349,000	2.26
日本	株式	久光製薬	医薬品	44,300	3,895.00	172,548,500	3,820.00	169,226,000	2.26
日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	93,000	1,717.50	159,727,500	1,764.00	164,052,000	2.19
日本	株式	東海理化電機製作所	輸送用機 器	103,000	1,477.00	152,131,000	1,560.00	160,680,000	2.14
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・ グループ	銀行業	162,600	981.10	159,526,860	965.10	156,925,260	2.09
日本	株式	大阪ソーダ	化学	35,600	4,130.00	147,028,000	4,305.00	153,258,000	2.04
日本	株式	日立製作所	電気機器	21,900	6,931.00	151,788,900	6,890.00	150,891,000	2.01
日本	株式	三菱商事	卸売業	32,400	4,617.00	149,590,800	4,629.00	149,979,600	2.00
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	79,800	1,874.00	149,545,200	1,862.50	148,627,500	1.98
日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	69,900	2,143.23	149,812,065	2,120.00	148,188,000	1.98
日本	株式	フジクラ	非鉄金属	152,900	951.00	145,407,900	966.00	147,701,400	1.97
日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	48,200	2,956.00	142,479,200	3,037.00	146,383,400	1.95
日本	株式	京成電鉄	陸運業	36,800	3,805.00	140,024,000	3,935.00	144,808,000	1.93
日本	株式	電通国際情報サービス	情報・通 信業	30,300	4,720.00	143,016,000	4,705.00	142,561,500	1.90
日本	株式	コアコンセプト・テクノロ ジー	情報・通 信業	49,100	3,009.19	147,751,364	2,895.00	142,144,500	1.90
日本	株式	カブコン	情報・通 信業	32,800	4,385.00	143,828,000	4,285.00	140,548,000	1.87
日本	株式	東洋水産	食料品	25,200	5,580.00	140,616,000	5,510.00	138,852,000	1.85
日本	株式	味の素	食料品	31,800	4,006.00	127,390,800	4,018.00	127,772,400	1.70
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	11,400	10,130.00	115,482,000	10,810.00	123,234,000	1.64
日本	株式	丸紅	卸売業	69,700	1,755.00	122,323,500	1,740.00	121,278,000	1.62
日本	株式	凸版印刷	その他製 品	44,300	2,306.00	102,155,800	2,463.00	109,110,900	1.46
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	26,200	4,122.00	107,996,400	4,069.00	106,607,800	1.42

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 5年 2月28日現在

種類	業種	投資比率（％）
----	----	---------

株式	食料品	4.57
	繊維製品	1.04
	化学	6.46
	医薬品	5.56
	ガラス・土石製品	1.33
	鉄鋼	1.95
	非鉄金属	3.95
	機械	2.02
	電気機器	22.05
	輸送用機器	5.06
	精密機器	1.36
	その他製品	1.46
	電気・ガス業	1.10
	陸運業	1.93
	空運業	1.20
	情報・通信業	10.24
	卸売業	6.21
	小売業	4.98
	銀行業	4.86
	証券、商品先物取引業	1.06
	保険業	3.68
	その他金融業	1.28
	不動産業	1.38
	サービス業	3.24
	小計	97.97
合計		97.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド

投資状況

令和 5年 2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	19,234,158,681	42.87
	フランス	3,897,389,183	8.69
	イタリア	3,850,041,569	8.58
	スペイン	3,094,094,070	6.90
	ドイツ	2,485,846,045	5.54
	中国	1,828,306,122	4.08
	メキシコ	1,641,774,699	3.66
	イギリス	1,529,612,513	3.41
	ベルギー	1,174,969,958	2.62
	オランダ	769,155,047	1.71
	オーストラリア	761,935,649	1.70
	カナダ	551,564,550	1.23
	マレーシア	238,547,032	0.53
	ポーランド	206,477,271	0.46
	シンガポール	159,741,164	0.36
	イスラエル	153,960,733	0.34
	ニュージーランド	116,443,961	0.26
	ノルウェー	96,517,860	0.22
	スウェーデン	91,009,568	0.20
	アイルランド	87,478,096	0.19
小計		41,969,023,771	93.55
特殊債券	アメリカ	1,082,339,793	2.41
社債券	アメリカ	142,680,498	0.32
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,669,136,329	3.72
純資産総額		44,863,180,391	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (％)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (％)
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 270930	25,000,000	13,662.71	3,415,678,921	13,561.37	3,390,343,361	4.125000	2027/9/30	7.56
イタリア	国債証券	0 ITALY GOVT 260401	21,300,000	13,027.66	2,774,892,859	12,909.21	2,749,663,649	0.000000	2026/4/1	6.13
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250815	19,000,000	12,941.23	2,458,834,028	12,815.02	2,434,853,800	2.000000	2025/8/15	5.43
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	18,000,000	13,094.49	2,357,009,370	12,769.75	2,298,555,758	2.875000	2028/8/15	5.12

アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260215	17,000,000	12,717.03	2,161,895,578	12,561.79	2,135,505,602	1.625000	2026/2/15	4.76
ドイツ	国債証券	3.25 BUND 420704	10,000,000	17,114.07	1,711,407,291	15,793.20	1,579,320,806	3.250000	2042/7/4	3.52
フランス	国債証券	0 O.A.T 320525	14,000,000	11,594.36	1,623,211,388	10,985.93	1,538,030,891	0.000000	2032/5/25	3.43
アメリカ	国債証券	4.25 T-NOTE 240930	10,000,000	13,614.89	1,361,489,374	13,484.42	1,348,442,157	4.250000	2024/9/30	3.01
スペイン	国債証券	0.8 SPAIN GOVT 290730	9,000,000	12,828.52	1,154,567,397	12,352.38	1,111,714,537	0.800000	2029/7/30	2.48
アメリカ	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000	11,145.98	1,114,598,538	10,823.39	1,082,339,793	0.875000	2030/5/14	2.41
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 290228	9,000,000	12,336.50	1,110,285,153	12,020.20	1,081,818,492	1.875000	2029/2/28	2.41
スペイン	国債証券	2.35 SPAIN GOVT 330730	8,000,000	13,522.03	1,081,762,914	12,936.62	1,034,929,808	2.350000	2033/7/30	2.31
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 321115	7,000,000	14,299.20	1,000,944,445	13,835.36	968,475,539	4.125000	2032/11/15	2.16
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 230515	7,000,000	13,471.91	943,034,169	13,545.67	948,196,938	1.750000	2023/5/15	2.11
ドイツ	国債証券	0 OBL 270416	7,000,000	13,320.50	932,435,302	12,950.36	906,525,239	0.000000	2027/4/16	2.02
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 430215	7,500,000	12,395.11	929,633,473	11,744.88	880,866,210	3.125000	2043/2/15	1.96
アメリカ	国債証券	2.875 T-BOND 520515	7,800,000	11,971.47	933,775,294	11,116.22	867,065,184	2.875000	2052/5/15	1.93
中国	国債証券	2.44 CHINA GOVT 271015	40,000,000	1,941.14	776,458,687	1,940.06	776,025,349	2.440000	2027/10/15	1.73
アメリカ	国債証券	4.75 T-BOND 410215	5,000,000	15,688.60	784,430,039	14,892.18	744,609,430	4.750000	2041/2/15	1.66
ベルギー	国債証券	1 BEL GOVT 310622	6,000,000	12,928.85	775,731,422	12,289.76	737,386,056	1.000000	2031/6/22	1.64
スペイン	国債証券	1.95 SPAIN GOVT 260430	5,000,000	14,082.12	704,106,090	13,908.68	695,434,089	1.950000	2026/4/30	1.55
フランス	国債証券	1.25 O.A.T 360525	6,000,000	12,219.50	733,170,097	11,376.38	682,582,916	1.250000	2036/5/25	1.52
メキシコ	国債証券	8.5 MEXICAN BONOS 290531	95,000,000	734.61	697,883,518	712.40	676,788,483	8.500000	2029/5/31	1.51
イタリア	国債証券	0.25 ITALY GOVT 280315	5,500,000	12,213.17	671,724,658	12,099.20	665,456,404	0.250000	2028/3/15	1.48
イギリス	国債証券	1.25 GILT 510731	7,400,000	9,348.90	691,819,142	8,608.10	636,999,779	1.250000	2051/7/31	1.42
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 320515	5,000,000	12,977.97	648,898,844	12,520.52	626,026,296	2.875000	2032/5/15	1.40
フランス	国債証券	0.75 O.A.T 530525	8,000,000	7,797.44	623,795,480	7,424.50	593,960,702	0.750000	2053/5/25	1.32
フランス	国債証券	0 O.A.T 240225	4,000,000	14,051.75	562,070,147	14,020.85	560,834,322	0.000000	2024/2/25	1.25
イギリス	国債証券	1 GILT 240422	3,100,000	15,919.09	493,491,925	15,889.83	492,584,953	1.000000	2024/4/22	1.10
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	3,500,000	13,345.34	467,087,030	13,327.94	466,478,079	2.750000	2024/2/15	1.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 5年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	93.55
特殊債券	2.41
社債券	0.32
合計	96.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド

投資状況

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	4,228,672,724	71.28
	オランダ	335,341,566	5.65
	フランス	276,295,133	4.66
	カナダ	143,372,252	2.42
	ドイツ	139,391,025	2.35
	イギリス	115,091,455	1.94
	オーストラリア	109,800,192	1.85
	香港	85,344,524	1.44
	スイス	71,987,754	1.21
	フィンランド	51,066,563	0.86
	デンマーク	44,231,058	0.75
	ノルウェー	38,561,974	0.65
	ニュージーランド	32,965,630	0.56
	スウェーデン	20,095,528	0.34
	小計	5,692,217,378	95.94
投資証券	アメリカ	77,100,395	1.30
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	163,480,209	2.76
純資産総額		5,932,797,982	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 5年 2月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13,375	19,523.81	261,131,083	20,165.93	269,719,362	4.55
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	6,343	35,066.80	222,428,729	34,104.31	216,323,656	3.65
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	14,020	12,485.10	175,041,121	12,782.30	179,207,857	3.02
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	1,959	83,573.86	163,721,206	86,115.25	168,699,784	2.84
アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	5,099	31,966.65	162,997,991	32,716.47	166,821,298	2.81
アメリカ	株式	HEICO CORP-CLASS A	資本財	8,486	16,823.12	142,761,014	18,836.71	159,848,373	2.69
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	2,103	65,918.28	138,626,146	66,396.79	139,632,470	2.35
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	11,200	12,993.61	145,528,458	12,283.33	137,573,330	2.32
アメリカ	株式	VULCAN MATERIALS CO	素材	5,305	25,166.51	133,508,378	24,756.16	131,331,454	2.21
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	4,545	21,586.39	98,110,157	28,306.19	128,651,669	2.17
アメリカ	株式	COSTAR GROUP INC	商業・専門サービス	13,229	11,078.17	146,553,187	9,664.43	127,850,793	2.15
アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア・サービス	2,110	59,820.24	126,220,708	58,484.20	123,401,676	2.08
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	5,513	23,493.74	129,521,038	22,197.25	122,373,443	2.06
アメリカ	株式	CADENCE DESIGN SYS INC	ソフトウェア・サービス	4,639	22,558.52	104,648,998	26,336.22	122,173,768	2.06
アメリカ	株式	AIRBNB INC-CLASS A	消費者サービス	7,178	12,805.47	91,917,714	16,840.84	120,883,585	2.04
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	25,902	4,400.73	113,987,771	4,663.84	120,803,025	2.04
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	6,133	17,256.65	105,835,043	19,316.59	118,468,694	2.00
アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,878	20,692.16	100,936,392	22,558.52	110,040,485	1.85
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	1,821	57,039.10	103,868,216	58,426.94	106,395,472	1.79
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	3,470	29,081.91	100,914,247	30,040.31	104,239,895	1.76
アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	3,240	38,261.01	123,965,687	31,593.11	102,361,690	1.73
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	4,571	18,370.46	83,971,407	22,240.87	101,663,045	1.71
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信サービス	5,093	19,407.93	98,844,632	19,649.24	100,073,594	1.69
オランダ	株式	ADYEN NV	ソフトウェア・サービス	488	217,493.44	106,136,799	195,223.50	95,269,068	1.61
フランス	株式	HERMES INTERNATIONAL	耐久消費財・アパレル	380	228,194.58	86,713,941	248,078.45	94,269,813	1.59
アメリカ	株式	ULTA BEAUTY INC	小売	1,207	63,100.34	76,162,111	71,321.03	86,084,495	1.45
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2,476	24,094.96	59,659,131	32,038.91	79,328,349	1.34
アメリカ	投資証券	SBA COMMUNICATIONS CORP	—	2,176	40,134.18	87,331,994	35,432.16	77,100,395	1.30

アメリカ	株式	CITIZENS FINANCIAL GROUP	銀行	13,409	5,325.04	71,403,592	5,691.77	76,321,044	1.29
アメリカ	株式	SEMPRA ENERGY	公益事業	3,566	22,324.03	79,607,518	21,114.79	75,295,343	1.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 5年 2月28日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	3.03
	素材	4.25
	資本財	9.18
	商業・専門サービス	2.15
	自動車・自動車部品	3.37
	耐久消費財・アパレル	1.91
	消費者サービス	4.20
	メディア・娯楽	5.24
	小売	5.57
	食品・生活必需品小売り	3.11
	食品・飲料・タバコ	0.72
	家庭用品・パーソナル用品	1.73
	ヘルスケア機器・サービス	3.55
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.70
	銀行	6.03
	各種金融	1.23
	保険	3.47
	ソフトウェア・サービス	19.70
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.55
	電気通信サービス	1.69
	公益事業	1.27
	半導体・半導体製造装置	5.29
	小計	95.94
投資証券	—	1.30
合計		97.24

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

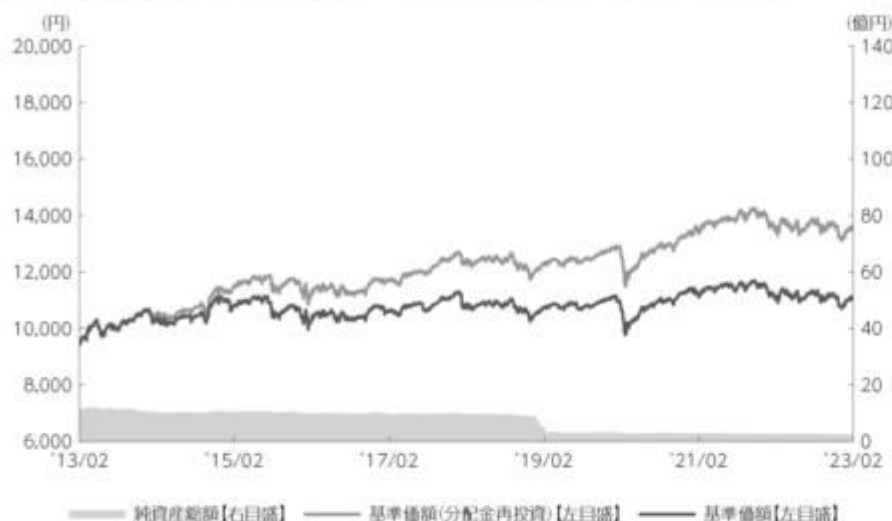


運用実績

2023年2月28日現在

三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定型)

■基準価額・純資産の推移 2013年2月28日～2023年2月28日



- 基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,105円
純資産総額	2.4億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年 2月	0円
2022年 8月	50円
2022年 2月	0円
2021年 8月	150円
2021年 2月	250円
2020年 8月	0円
設定来累計	2,750円

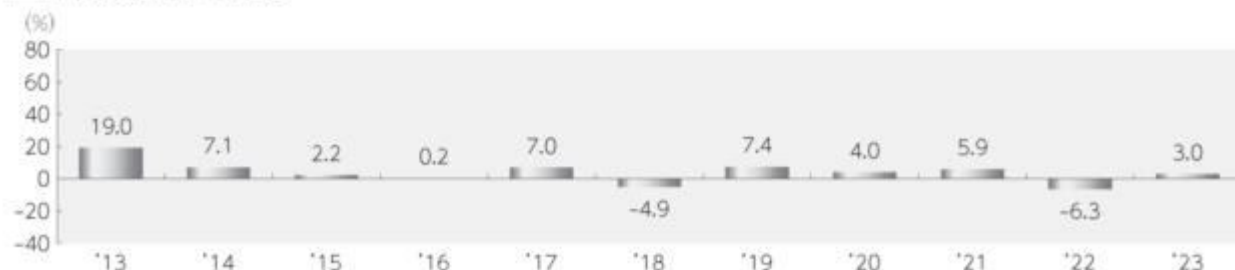
●分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	21.3%	1 円	80.8%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.1%
国内債券	53.7%	2 アメリカドル	12.2%	キーエンス	株式	電気機器	日本	0.7%
外国株式	11.1%	3 ユーロ	4.3%	東芝	株式	電気機器	日本	0.7%
外国債券	7.7%	4 イギリスポンド	0.5%	FOOD & LIFE COMPANIE	株式	小売業	日本	0.7%
		5 カナダドル	0.4%	日本電信電話	株式	情報・通信業	日本	0.6%
		6 オーストラリアドル	0.3%	第348回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.8%
		7 中国元	0.3%	第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.6%
		8 メキシコペソ	0.3%	第350回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.3%
コールローン他 (負債控除後)	6.2%	9 香港ドル	0.2%	第351回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.2%
合計	100.0%	10 スイスフラン	0.1%	第354回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.0%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

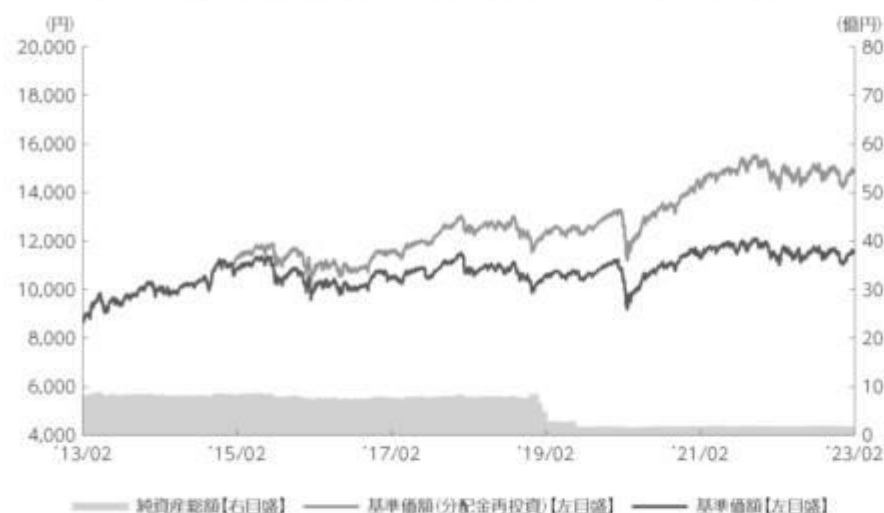


- 収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- 2023年は年初から2月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定成長型)

■基準価額・純資産の推移 2013年2月28日～2023年2月28日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,567円
純資産総額	1.7億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年2月	0円
2022年8月	50円
2022年2月	0円
2021年8月	250円
2021年2月	350円
2020年8月	0円
設定来累計	3,250円

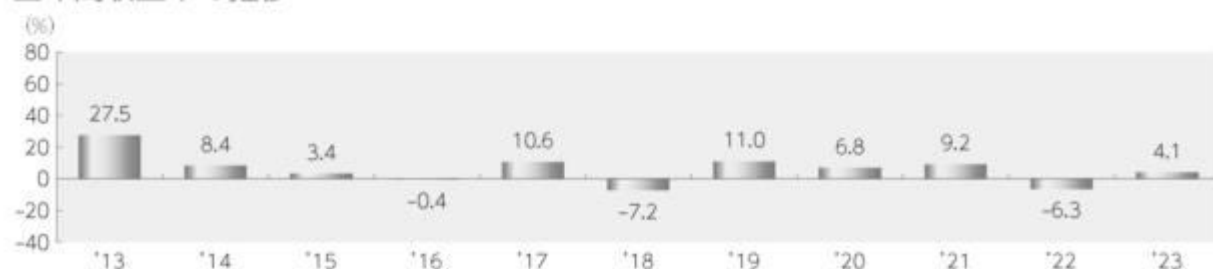
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	30.9%	1 円	76.4%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.6%
国内債券	39.3%	2 アメリカドル	15.6%	キーエンス	株式	電気機器	日本	1.1%
外国株式	15.7%	3 ユーロ	4.9%	東芝	株式	電気機器	日本	1.0%
外国債券	7.5%	4 イギリスポンド	0.6%	FOOD & LIFE COMPANIE	株式	小売業	日本	1.0%
		5 カナダドル	0.6%	日本電信電話	株式	情報・通信業	日本	0.8%
		6 オーストラリアドル	0.4%	第348回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.3%
		7 中国元	0.3%	第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.1%
		8 メキシコペソ	0.3%	第350回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.9%
コールローン他 (負債控除後)	6.6%	9 香港ドル	0.2%	第351回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.9%
合計	100.0%	10 スイスフラン	0.2%	第354回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

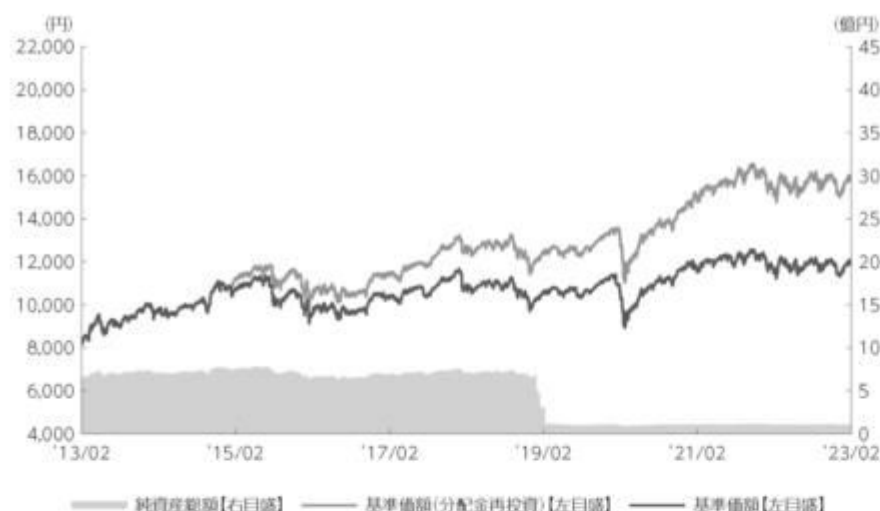


- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2023年は年初から2月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ライフ・バランスファンド(成長型)

■基準価額・純資産の推移 2013年2月28日～2023年2月28日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,981円
純資産総額	1.0億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年 2月	0円
2022年 8月	100円
2022年 2月	0円
2021年 8月	300円
2021年 2月	450円
2020年 8月	0円
設定来累計	3,550円

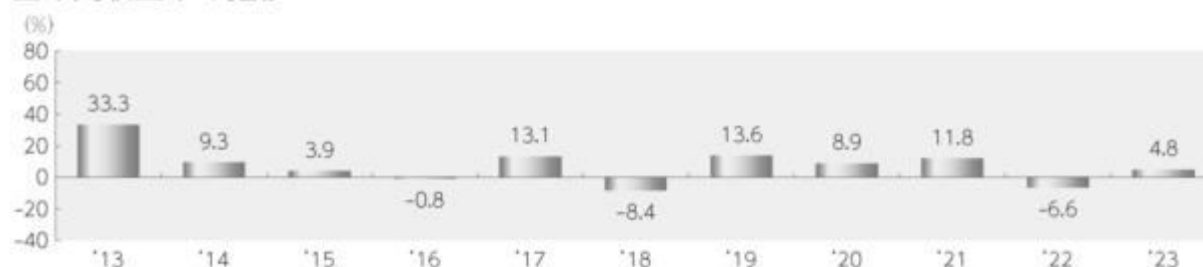
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	36.3%	1 円	70.5%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.9%
国内債券	29.8%	2 アメリカドル	19.9%	キーエンス	株式	電気機器	日本	1.3%
外国株式	21.2%	3 ユーロ	5.7%	東芝	株式	電気機器	日本	1.1%
外国債券	7.7%	4 カナダドル	0.7%	FOOD & LIFE COMPANIE	株式	小売業	日本	1.1%
		5 イギリスポンド	0.7%	APPLE INC	株式	テクノロジーハードウェアおよびソフトウェア	アメリカ	1.0%
		6 オーストラリアドル	0.5%	第348回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.0%
		7 中国元	0.3%	第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.9%
		8 香港ドル	0.3%	第350回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
		9 メキシコペソ	0.3%	第351回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
コールローン他 (負債控除後)	5.0%	10 スイスフラン	0.3%	4,125 T-NOTE 270930	債券	国債	アメリカ	0.6%
合計	100.0%							

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

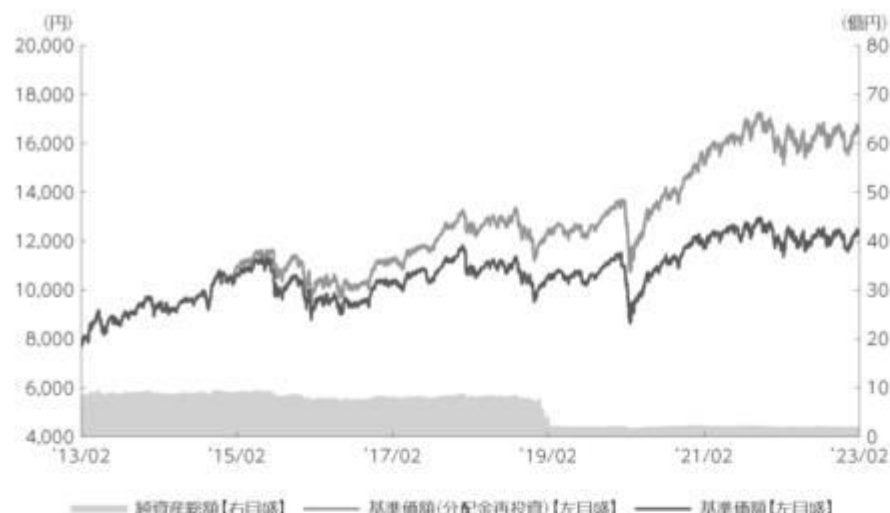


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2023年は年初から2月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ ライフ・バランスファンド(積極型)

■基準価額・純資産の推移 2013年2月28日～2023年2月28日



- ・基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	12,355円
純資産総額	2.0億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年2月	0円
2022年8月	100円
2022年2月	0円
2021年8月	350円
2021年2月	500円
2020年8月	0円
設定来累計	3,400円

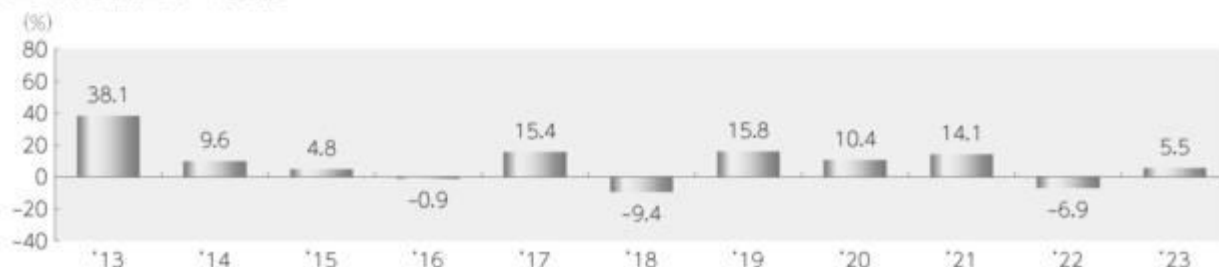
・分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	41.0%	1 円	70.4%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	2.2%
国内債券	25.1%	2 アメリカドル	21.4%	キーエンス	株式	電気機器	日本	1.4%
外国株式	26.3%	3 ユーロ	4.7%	東芝	株式	電気機器	日本	1.3%
外国債券	2.8%	4 カナダドル	0.7%	FOOD & LIFE COMPANIE	株式	小売業	日本	1.3%
		5 イギリスポンド	0.6%	APPLE INC	株式	テクノロジー／ハードウェア及び電器	アメリカ	1.2%
		6 オーストラリアドル	0.6%	第348回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.8%
		7 香港ドル	0.4%	第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
		8 スイスフラン	0.3%	第350回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.6%
コールローン他 (負債控除後)	4.8%	9 デンマーククローネ	0.2%	第351回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.6%
合計	100.0%	10 ノルウェークローネ	0.2%	第354回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.5%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- ・投資信託証券（リートを含む）の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・外国株式の業種は、GICS（世界産業分類基準）によるもの。Global Industry Classification Standard（“GICS”）は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。（ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地）

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- ・2023年は年初から2月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

スイッチングの際には申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位（ただし、１万口を上回らないものとします。）

なお、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合等は１口単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

す。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2000年2月8日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年２月８日から８月７日および８月８日から翌年２月７日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年8月9日から令和5年2月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,585,105	5,852,313
親投資信託受益証券	249,111,326	236,149,626
未収入金	-	3,280,000
流動資産合計	258,696,431	245,281,939
資産合計	258,696,431	245,281,939
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,136,029	-
未払解約金	193,714	221,080
未払受託者報酬	111,561	109,577
未払委託者報酬	1,701,230	1,671,022
未払利息	3	6
その他未払費用	4,960	4,865
流動負債合計	3,147,497	2,006,550
負債合計	3,147,497	2,006,550
純資産の部		
元本等		
元本	227,205,829	220,199,417
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,343,105	23,075,972
（分配準備積立金）	31,695,865	30,012,958
元本等合計	255,548,934	243,275,389
純資産合計	255,548,934	243,275,389
負債純資産合計	258,696,431	245,281,939

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
営業収益		
受取利息	6	26
有価証券売買等損益	3,482,297	2,801,700
営業収益合計	3,482,303	2,801,674
営業費用		
支払利息	622	1,964
受託者報酬	111,561	109,577
委託者報酬	1,701,230	1,671,022
その他費用	4,960	4,865
営業費用合計	1,818,373	1,787,428
営業利益又は営業損失（ ）	1,663,930	4,589,102
経常利益又は経常損失（ ）	1,663,930	4,589,102
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,663,930	4,589,102
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	54,048	269,839
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,648,716	28,343,105
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,210,588	575,315
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,210,588	575,315
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,098,148	1,523,185
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,098,148	1,523,185
分配金	1,136,029	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,343,105	23,075,972

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月7日および8月7日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 4年 8月 9日から令和 5年 2月 7日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
１．期首元本額	226,037,231円	227,205,829円
期中追加設定元本額	10,147,442円	5,213,709円
期中一部解約元本額	8,978,844円	12,220,121円
２．受益権の総数	227,205,829口	220,199,417口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日			第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日		
１．分配金の計算過程			１．分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	837,634円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	20,404,118円	収益調整金額	C	20,484,137円
分配準備積立金額	D	31,994,260円	分配準備積立金額	D	30,012,958円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,236,012円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	50,497,095円
当ファンドの期末残存口数	F	227,205,829口	当ファンドの期末残存口数	F	220,199,417口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,343円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,293円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,136,029円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引

区分	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,426,850	2,557,531
合計	3,426,850	2,557,531

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
1口当たり純資産額	1.1247円	1.1048円
(1万口当たり純資産額)	(11,247円)	(11,048円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド	24,991,335	52,696,728	
	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	97,793,110	135,971,540	
	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド	7,301,582	28,078,963	
	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド	5,871,685	19,402,395	
合計		135,957,712	236,149,626	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,636,111	4,669,332
親投資信託受益証券	174,364,008	165,774,469
未収入金	-	1,880,000
流動資産合計	182,000,119	172,323,801
資産合計	182,000,119	172,323,801
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	775,927	-
未払受託者報酬	75,703	78,463
未払委託者報酬	1,249,025	1,294,522
未払利息	2	5
その他未払費用	3,348	3,467
流動負債合計	2,104,005	1,376,457
負債合計	2,104,005	1,376,457
純資産の部		
元本等		
元本	155,185,530	148,477,542
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,710,584	22,469,802
（分配準備積立金）	22,357,354	20,646,980
元本等合計	179,896,114	170,947,344
純資産合計	179,896,114	170,947,344
負債純資産合計	182,000,119	172,323,801

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
営業収益		
受取利息	4	20
有価証券売買等損益	4,069,086	19,539
営業収益合計	4,069,090	19,519
営業費用		
支払利息	385	1,522
受託者報酬	75,703	78,463
委託者報酬	1,249,025	1,294,522
その他費用	3,348	3,467
営業費用合計	1,328,461	1,377,974
営業利益又は営業損失（ ）	2,740,629	1,397,493
経常利益又は経常損失（ ）	2,740,629	1,397,493
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,740,629	1,397,493
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	31,991	264,819
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	21,899,909	24,710,584
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,547,082	831,384
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,547,082	831,384
剰余金減少額又は欠損金増加額	669,118	1,939,492
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	669,118	1,939,492
分配金	775,927	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,710,584	22,469,802

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月7日および8月7日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 4年 8月 9日から令和 5年 2月 7日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
１．期首元本額	148,997,008円	155,185,530円
期中追加設定元本額	10,733,684円	5,485,319円
期中一部解約元本額	4,545,162円	12,193,307円
２．受益権の総数	155,185,530口	148,477,542口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日			第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日		
１．分配金の計算過程			１．分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	945,837円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	17,780,256円	収益調整金額	C	17,762,798円
分配準備積立金額	D	22,187,444円	分配準備積立金額	D	20,646,980円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	40,913,537円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,409,778円
当ファンドの期末残存口数	F	155,185,530口	当ファンドの期末残存口数	F	148,477,542口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,636円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,586円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	775,927円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引

区分	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,968,233	152,059
合計	3,968,233	152,059

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
1口当たり純資産額	1.1592円	1.1513円
(1万口当たり純資産額)	(11,592円)	(11,513円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド	25,628,440	54,040,128	
	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	50,071,313	69,619,153	
	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド	7,416,540	28,521,046	
	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド	4,113,952	13,594,142	
合計		87,230,245	165,774,469	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,470,769	3,089,925
親投資信託受益証券	105,160,995	103,969,196
未収入金	-	1,000,000
流動資産合計	109,631,764	108,059,121
資産合計	109,631,764	108,059,121
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	901,480	-
未払解約金	109,225	-
未払受託者報酬	46,646	47,296
未払委託者報酬	827,831	839,421
未払利息	1	3
その他未払費用	2,035	2,069
流動負債合計	1,887,218	888,789
負債合計	1,887,218	888,789
純資産の部		
元本等		
元本	90,148,027	89,809,086
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,596,519	17,361,246
（分配準備積立金）	17,079,992	16,267,298
元本等合計	107,744,546	107,170,332
純資産合計	107,744,546	107,170,332
負債純資産合計	109,631,764	108,059,121

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
営業収益		
受取利息	2	12
有価証券売買等損益	3,060,687	708,201
営業収益合計	3,060,689	708,213
営業費用		
支払利息	227	842
受託者報酬	46,646	47,296
委託者報酬	827,831	839,421
その他費用	2,035	2,069
営業費用合計	876,739	889,628
営業利益又は営業損失（ ）	2,183,950	181,415
経常利益又は経常損失（ ）	2,183,950	181,415
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,183,950	181,415
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	37,522	21,335
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,483,671	17,596,519
剰余金増加額又は欠損金減少額	355,617	790,742
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	355,617	790,742
剰余金減少額又は欠損金増加額	562,761	865,935
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	562,761	865,935
分配金	901,480	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,596,519	17,361,246

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月7日および8月7日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和４年 8月9日から令和 5年 2月 7日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
１． 期首元本額	91,320,206円	90,148,027円
期中追加設定元本額	1,945,384円	4,094,823円
期中一部解約元本額	3,117,563円	4,433,764円
２． 受益権の総数	90,148,027口	89,809,086口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日			第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日		
１．分配金の計算過程			１．分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	675,419円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	413,676円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,017,050円	収益調整金額	C	6,746,226円
分配準備積立金額	D	16,892,377円	分配準備積立金額	D	16,267,298円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	23,998,522円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	23,013,524円
当ファンドの期末残存口数	F	90,148,027口	当ファンドの期末残存口数	F	89,809,086口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,662円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,562円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	901,480円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引

区分	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,008,827	734,987
合計	3,008,827	734,987

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
1口当たり純資産額	1.1952円	1.1933円
(1万口当たり純資産額)	(11,952円)	(11,933円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド	18,575,581	39,168,470	
	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	23,679,227	32,923,597	
	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド	6,077,383	23,371,184	
	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド	2,574,127	8,505,945	
合計		50,906,318	103,969,196	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,582,896	5,296,151
親投資信託受益証券	202,496,244	198,755,627
未収入金	-	2,270,000
流動資産合計	210,079,140	206,321,778
資産合計	210,079,140	206,321,778
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,687,706	-
未払解約金	-	108,009
未払受託者報酬	88,311	89,325
未払委託者報酬	1,677,884	1,697,098
未払利息	2	5
その他未払費用	3,914	3,959
流動負債合計	3,457,817	1,898,396
負債合計	3,457,817	1,898,396
純資産の部		
元本等		
元本	168,770,647	166,058,194
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	37,850,676	38,365,188
（分配準備積立金）	39,565,968	38,987,055
元本等合計	206,621,323	204,423,382
純資産合計	206,621,323	204,423,382
負債純資産合計	210,079,140	206,321,778

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
営業収益		
受取利息	5	23
有価証券売買等損益	6,506,421	2,839,383
営業収益合計	6,506,426	2,839,406
営業費用		
支払利息	502	1,709
受託者報酬	88,311	89,325
委託者報酬	1,677,884	1,697,098
その他費用	3,914	3,959
営業費用合計	1,770,611	1,792,091
営業利益又は営業損失（ ）	4,735,815	1,047,315
経常利益又は経常損失（ ）	4,735,815	1,047,315
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,735,815	1,047,315
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	60,404	145,799
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	33,998,298	37,850,676
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,221,802	1,039,360
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,221,802	1,039,360
剰余金減少額又は欠損金増加額	477,937	1,717,962
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	477,937	1,717,962
分配金	1,687,706	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	37,850,676	38,365,188

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月7日および8月7日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 4年 8月 9日から令和 5年 2月 7日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
１．期首元本額	165,593,298円	168,770,647円
期中追加設定元本額	5,503,504円	4,950,497円
期中一部解約元本額	2,326,155円	7,662,950円
２．受益権の総数	168,770,647口	166,058,194口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日			第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日		
１．分配金の計算過程			１．分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,368,209円	費用控除後の配当等収益額	A	550,071円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,248,126円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	643,043円
収益調整金額	C	16,194,782円	収益調整金額	C	17,074,556円
分配準備積立金額	D	38,637,339円	分配準備積立金額	D	37,793,941円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	57,448,456円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	56,061,611円
当ファンドの期末残存口数	F	168,770,647口	当ファンドの期末残存口数	F	166,058,194口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,403円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,376円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,687,706円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第45期 自 令和 4年 2月 8日 至 令和 4年 8月 8日	第46期 自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引

区分	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,443,709	2,879,889
合計	6,443,709	2,879,889

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	第45期 [令和 4年 8月 8日現在]	第46期 [令和 5年 2月 7日現在]
1口当たり純資産額	1.2243円	1.2310円
(1万口当たり純資産額)	(12,243円)	(12,310円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド	40,223,564	84,815,407	
	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	37,963,409	52,784,323	
	三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド	14,347,115	55,173,265	
	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド	1,810,505	5,982,632	
合計		94,344,593	198,755,627	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 5年 2月 7日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	631,418,669
国債証券	9,696,832,000
社債券	5,847,712,000
未収利息	31,097,654
前払費用	1,997,262

[令和 5年 2月 7日現在]

流動資産合計	16,209,057,585
資産合計	16,209,057,585
負債の部	
流動負債	
未払金	98,832,000
未払解約金	6,320,323
未払利息	696
流動負債合計	105,153,019
負債合計	105,153,019
純資産の部	
元本等	
元本	11,581,853,594
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,522,050,972
元本等合計	16,103,904,566
純資産合計	16,103,904,566
負債純資産合計	16,209,057,585

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 5年 2月 7日現在]
1. 期首	令和 4年 8月 9日
期首元本額	10,511,611,677円
期中追加設定元本額	1,490,915,738円
期中一部解約元本額	420,673,821円
元本の内訳	
国内債券セレクション（ラップ向け）	7,818,826,596円
三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）	103,362,980円
三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）	140,938,640円
三菱ＵＦＪ 日本バランスオープン 株式２０型	535,134,750円
三菱ＵＦＪ 日本バランスオープン 株式４０型	553,889,681円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５	471,278,126円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０	613,379,838円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５	199,782,280円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	155,391,379円

	[令和 5年 2月 7日現在]
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド ２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	19,929,622円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド ５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	77,348,796円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	97,793,110円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	50,071,313円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	23,679,227円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	37,963,409円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド ２０３０	15,171,137円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド ２０４０	11,284,746円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定型）	99,269,175円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	145,464,899円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（成長型）	67,833,559円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（積極型）	65,304,786円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド ２０３０	151,006,317円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド ２０４０	127,749,228円
合計	11,581,853,594円
２．受益権の総数	11,581,853,594口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 5年 2月 7日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。

区分	[令和 5年 2月 7日現在]
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 5年 2月 7日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	593,167,800
社債券	44,069,000
合計	637,236,800

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	[令和 5年 2月 7日現在]
1口当たり純資産額	1.3904円
(1万口当たり純資産額)	(13,904円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第５回利付国債（４０年）	70,000,000	77,641,900	
	第７回利付国債（４０年）	70,000,000	72,203,600	
	第１０回利付国債（４０年）	120,000,000	98,846,400	
	第１１回利付国債（４０年）	110,000,000	87,272,900	
	第１４回利付国債（４０年）	100,000,000	75,050,000	
	第１５回利付国債（４０年）	130,000,000	106,251,600	
	第３３８回利付国債（１０年）	70,000,000	70,642,600	
	第３４８回利付国債（１０年）	320,000,000	319,337,600	
	第３５０回利付国債（１０年）	370,000,000	368,127,800	
	第３５１回利付国債（１０年）	350,000,000	347,679,500	
	第３５２回利付国債（１０年）	200,000,000	198,338,000	
	第３５４回利付国債（１０年）	290,000,000	286,520,000	
	第３５５回利付国債（１０年）	100,000,000	98,628,000	
	第３５７回利付国債（１０年）	200,000,000	196,384,000	
	第３５９回利付国債（１０年）	190,000,000	185,592,000	
	第３６０回利付国債（１０年）	420,000,000	409,025,400	
	第３６１回利付国債（１０年）	110,000,000	106,832,000	
	第３６３回利付国債（１０年）	100,000,000	96,750,000	
	第３６９回利付国債（１０年）	270,000,000	270,253,800	
	第２３回利付国債（３０年）	40,000,000	47,976,800	
	第２６回利付国債（３０年）	50,000,000	59,464,000	
	第２８回利付国債（３０年）	20,000,000	24,048,200	
	第３０回利付国債（３０年）	60,000,000	70,285,200	
	第３１回利付国債（３０年）	30,000,000	34,683,900	
	第３２回利付国債（３０年）	50,000,000	58,513,000	
	第３３回利付国債（３０年）	50,000,000	56,101,500	
	第３４回利付国債（３０年）	70,000,000	80,653,300	
	第３６回利付国債（３０年）	80,000,000	89,531,200	
	第３７回利付国債（３０年）	60,000,000	66,090,600	
	第３８回利付国債（３０年）	20,000,000	21,645,800	
	第３９回利付国債（３０年）	90,000,000	98,932,500	
	第４２回利付国債（３０年）	70,000,000	74,207,700	

第４４回利付国債（３０年）	40,000,000	42,342,400	
第４５回利付国債（３０年）	30,000,000	30,604,500	
第４６回利付国債（３０年）	70,000,000	71,302,000	
第４７回利付国債（３０年）	60,000,000	62,202,000	
第４９回利付国債（３０年）	70,000,000	69,697,600	
第５０回利付国債（３０年）	80,000,000	70,148,800	
第５３回利付国債（３０年）	80,000,000	66,356,000	
第５４回利付国債（３０年）	170,000,000	147,492,000	
第５８回利付国債（３０年）	200,000,000	171,492,000	
第６０回利付国債（３０年）	100,000,000	87,361,000	
第６１回利付国債（３０年）	90,000,000	74,568,600	
第６２回利付国債（３０年）	10,000,000	7,830,000	
第６７回利付国債（３０年）	190,000,000	150,687,100	
第６９回利付国債（３０年）	60,000,000	48,747,600	
第７２回利付国債（３０年）	110,000,000	89,081,300	
第７４回利付国債（３０年）	80,000,000	70,049,600	
第７５回利付国債（３０年）	40,000,000	37,753,600	
第７６回利付国債（３０年）	130,000,000	125,659,300	
第１１６回利付国債（２０年）	20,000,000	22,543,200	
第１１８回利付国債（２０年）	60,000,000	66,864,600	
第１２１回利付国債（２０年）	60,000,000	66,502,200	
第１２３回利付国債（２０年）	110,000,000	123,783,000	
第１３７回利付国債（２０年）	90,000,000	99,524,700	
第１４０回利付国債（２０年）	160,000,000	176,881,600	
第１４１回利付国債（２０年）	90,000,000	99,589,500	
第１４３回利付国債（２０年）	200,000,000	219,376,000	
第１４５回利付国債（２０年）	130,000,000	143,878,800	
第１４６回利付国債（２０年）	200,000,000	221,288,000	
第１４７回利付国債（２０年）	80,000,000	87,666,400	
第１４８回利付国債（２０年）	170,000,000	184,303,800	
第１４９回利付国債（２０年）	150,000,000	162,457,500	
第１５０回利付国債（２０年）	210,000,000	224,821,800	
第１５１回利付国債（２０年）	70,000,000	73,271,800	
第１５２回利付国債（２０年）	110,000,000	114,920,300	
第１５３回利付国債（２０年）	150,000,000	158,257,500	
第１５７回利付国債（２０年）	110,000,000	100,158,300	
第１５８回利付国債（２０年）	100,000,000	94,518,000	
第１６０回利付国債（２０年）	120,000,000	115,834,800	
第１６２回利付国債（２０年）	190,000,000	179,508,200	
第１６４回利付国債（２０年）	160,000,000	147,752,000	
第１６６回利付国債（２０年）	240,000,000	226,603,200	
第１６７回利付国債（２０年）	100,000,000	91,157,000	

	第１６９回利付国債（２０年）	170,000,000	148,566,400	
	第１７２回利付国債（２０年）	220,000,000	192,962,000	
	第１７６回利付国債（２０年）	280,000,000	245,722,400	
	第１８２回利付国債（２０年）	240,000,000	231,232,800	
国債証券 合計		9,880,000,000	9,696,832,000	
社債券	第３５回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	97,364,000	
	第９回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付	100,000,000	94,676,000	
	第３回香港上海銀行	100,000,000	99,060,000	
	第６回マラヤン・バンキング	200,000,000	199,994,000	
	第９回マラヤン・バンキング	200,000,000	198,434,000	
	第１回バークレイズ・ピーエルシー期限前償還条項付	100,000,000	100,158,000	
	第７回エイチエスビーシー・ホールディングス期限前償還条項付	100,000,000	99,628,000	
	第１０回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還条項付	200,000,000	196,132,000	
	第３回ソシエテ ジェネラル円貨社債（２０１８）	100,000,000	99,900,000	
	UBS GROUP FUNDING（SWITZERLAND）	100,000,000	99,960,000	
	第９回ヒューリック	100,000,000	97,526,000	
	第１４回セブン＆アイ・ホールディングス	100,000,000	99,672,000	
	第１回武田薬品工業利払繰延・期限前償還条項・劣後特約付	100,000,000	101,280,000	
	第１２回ヤフー	100,000,000	98,961,000	
	第１６回Ｚホールディングス	100,000,000	100,209,000	
	第１９回Ｚホールディングス	100,000,000	98,896,000	
	第１５回楽天グループ	100,000,000	95,357,000	
	第２回パナソニック利払繰延・期限前償還条項・劣後特約付	200,000,000	183,836,000	
	第３４回ソニー	100,000,000	99,858,000	
	第４３回ＩＨＩ	100,000,000	99,690,000	
	第４７回ＩＨＩ	100,000,000	99,796,000	
	第９回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	100,000,000	99,379,000	
	第２５回トヨタ自動車	100,000,000	99,549,000	
	第１回明治安田生命２０１８基金	100,000,000	99,926,000	
	第１回日本生命２０１９基金	100,000,000	99,854,000	
	第１回明治安田生命２０１９基金	100,000,000	99,765,000	
	第１回日本生命２０２１基金劣後特約付	100,000,000	99,295,000	
	第３５回丸井グループ	100,000,000	99,757,000	
	第２７回あおぞら銀行	100,000,000	99,906,000	
	第１３回三井住友トラスト・ホールディングス期限前償還条項付	100,000,000	99,589,000	
	第１８回みずほフィナンシャルグループ期限前償還条項付	100,000,000	99,549,000	

第１６回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	100,000,000	99,714,000	
第１４回ＳＢＩホールディングス	200,000,000	200,038,000	
第２３回ＳＢＩホールディングス	100,000,000	99,989,000	
第７回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	99,992,000	
第１１回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	99,619,000	
第１６回イオンフィナンシャルサービス	200,000,000	198,688,000	
第７５回アコム	100,000,000	100,004,000	
第７９回アコム	100,000,000	99,746,000	
第８１回アコム	100,000,000	98,633,000	
第２９回大和証券グループ本社	100,000,000	99,989,000	
第３６回大和証券グループ本社	100,000,000	99,085,000	
第１回野村ホールディングス	100,000,000	99,942,000	
第２回野村ホールディングス	100,000,000	99,674,000	
第３回野村ホールディングス	100,000,000	98,448,000	
第２回ソフトバンク	100,000,000	99,761,000	
第８回ソフトバンク	100,000,000	99,512,000	
第１１回ソフトバンク	100,000,000	99,086,000	
第５００回関西電力	100,000,000	99,862,000	
第２７回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,001,000	
第３４回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,066,000	
第３８回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,605,000	
第１回東京電力リニューアブルパワー（グリーン）	100,000,000	99,302,000	
社債券 合計	5,900,000,000	5,847,712,000	
合計	15,780,000,000	15,544,544,000	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 5年 2月 7日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	109,958,102
株式	7,360,391,630

[令和 5年 2月 7日現在]

未収入金	51,022,983
未収配当金	2,852,400
流動資産合計	7,524,225,115
資産合計	7,524,225,115
負債の部	
流動負債	
未払金	49,774,353
未払解約金	7,647,345
未払利息	121
流動負債合計	57,421,819
負債合計	57,421,819
純資産の部	
元本等	
元本	3,541,093,002
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,925,710,294
元本等合計	7,466,803,296
純資産合計	7,466,803,296
負債純資産合計	7,524,225,115

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 5年 2月 7日現在]
1. 期首	令和 4年 8月 9日
期首元本額	3,775,766,291円
期中追加設定元本額	306,944,408円
期中一部解約元本額	541,617,697円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ 日本株式オープン	881,259,140円
三菱ＵＦＪ 日本バランスオープン 株式２０型	234,613,786円
三菱ＵＦＪ 日本バランスオープン 株式４０型	605,917,068円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ２５	91,958,383円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０	391,258,163円
三菱ＵＦＪ ライフプラン ７５	464,952,009円
三菱ＵＦＪ 日本株式オープンＶＡ（適格機関投資家限定）	197,415,101円

	[令和 5年 2月 7日現在]
三菱ＵＦＪ ライフプラン ５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	99,160,126円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド ２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	10,940,671円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド ５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	127,899,068円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	24,991,335円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	25,628,440円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	18,575,581円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	40,223,564円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド ２０３０	3,792,067円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド ２０４０	5,042,914円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定型）	25,496,834円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	74,628,782円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（成長型）	53,262,921円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（積極型）	69,360,708円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド ２０３０	37,794,694円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド ２０４０	56,921,647円
合計	3,541,093,002円
２．受益権の総数	3,541,093,002口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 5年 2月 7日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 5年 2月 7日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	626,402,295
合計	626,402,295

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	[令和 5年 2月 7日現在]
1口当たり純資産額	2.1086円
(1万口当たり純資産額)	(21,086円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

（単位：円）

	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1407	ウエストホールディングス	6,600	3,710.00	24,486,000	
1963	日揮ホールディングス	57,600	1,662.00	95,731,200	
2264	森永乳業	16,400	4,670.00	76,588,000	
2802	味の素	31,800	4,101.00	130,411,800	
2875	東洋水産	25,200	5,590.00	140,868,000	
3402	東レ	99,900	781.10	78,031,890	
4046	大阪ソーダ	35,600	4,215.00	150,054,000	
4063	信越化学工業	3,900	19,255.00	75,094,500	
4901	富士フイルムホールディングス	6,700	6,884.00	46,122,800	
4932	アルマード	132,300	1,109.00	146,720,700	
4996	クミアイ化学工業	112,600	867.00	97,624,200	
4151	協和キリン	17,600	2,898.00	51,004,800	
4530	久光製薬	44,300	3,955.00	175,206,500	
4568	第一三共	45,900	4,070.00	186,813,000	
5021	コスモエネルギーホールディングス	4,700	3,525.00	16,567,500	
5344	M A R U W A	5,700	17,580.00	100,206,000	
5401	日本製鉄	48,200	2,670.00	128,694,000	
5803	フジクラ	152,900	1,002.00	153,205,800	
6235	オプトラン	25,700	2,505.00	64,378,500	
6501	日立製作所	21,900	7,017.00	153,672,300	
6502	東芝	54,400	4,504.00	245,017,600	
6702	富士通	11,700	17,895.00	209,371,500	
6723	ルネサスエレクトロニクス	84,100	1,416.50	119,127,650	
6758	ソニーグループ	33,800	12,055.00	407,459,000	
6857	アドバンテスト	11,400	9,860.00	112,404,000	
6861	キーエンス	4,300	61,070.00	262,601,000	
6981	村田製作所	11,000	7,708.00	84,788,000	
6995	東海理化電機製作所	103,000	1,461.00	150,483,000	
7202	いすゞ自動車	43,200	1,602.00	69,206,400	
7203	トヨタ自動車	95,700	1,897.00	181,542,900	
7731	ニコン	69,400	1,257.00	87,235,800	
7911	凸版印刷	44,300	2,063.00	91,390,900	
9531	東京瓦斯	31,300	2,743.00	85,855,900	
9009	京成電鉄	36,800	3,740.00	137,632,000	

9204	スカイマーク	73,500	1,336.00	98,196,000	
2327	日鉄ソリューションズ	21,700	3,300.00	71,610,000	
4448	C h a t w o r k	231,300	801.00	185,271,300	
4812	電通国際情報サービス	30,300	4,165.00	126,199,500	
9432	日本電信電話	50,400	3,857.00	194,392,800	
9697	カプコン	32,800	4,185.00	137,268,000	
9984	ソフトバンクグループ	12,100	6,268.00	75,842,800	
8001	伊藤忠商事	26,200	4,056.00	106,267,200	
8002	丸紅	69,700	1,738.00	121,138,600	
8058	三菱商事	35,600	4,590.00	163,404,000	
8154	加賀電子	17,900	4,450.00	79,655,000	
2685	アダストリア	47,100	2,142.00	100,888,200	
3563	F O O D & L I F E C O M P A N I E	71,300	3,280.00	233,864,000	
7133	H Y U G A P R I M A R Y C A R E	7,800	5,080.00	39,624,000	
9983	ファーストリテイリング	1,000	82,560.00	82,560,000	
7381	北國フィナンシャルホールディングス	10,800	3,960.00	42,768,000	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	162,600	938.10	152,535,060	
8308	りそなホールディングス	96,700	711.90	68,840,730	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	20,200	5,634.00	113,806,800	
8418	山口フィナンシャルグループ	27,600	876.00	24,177,600	
8473	S B Iホールディングス	27,000	2,769.00	74,763,000	
8750	第一生命ホールディングス	36,400	2,966.00	107,962,400	
8766	東京海上ホールディングス	59,000	2,727.00	160,893,000	
8591	オリックス	39,400	2,333.50	91,939,900	
3231	野村不動産ホールディングス	34,200	2,858.00	97,743,600	
6098	リクルートホールディングス	4,200	4,340.00	18,228,000	
9552	M & A 総合研究所	19,900	8,930.00	177,707,000	
9616	共立メンテナンス	13,600	5,680.00	77,248,000	
合 計		2,810,200		7,360,391,630	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 5年 2月 7日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,898,527,121
コール・ローン	217,759,267
国債証券	41,399,262,996
特殊債券	1,074,544,234
社債券	140,848,615
派生商品評価勘定	162,275
未収利息	279,312,831
前払費用	71,302,671
流動資産合計	45,081,720,010
資産合計	45,081,720,010
負債の部	
流動負債	
未払金	52,609,170
未払解約金	48,375,644
未払利息	240
流動負債合計	100,985,054
負債合計	100,985,054
純資産の部	
元本等	
元本	13,612,172,016
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	31,368,562,940
元本等合計	44,980,734,956
純資産合計	44,980,734,956
負債純資産合計	45,081,720,010

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 5年 2月 7日現在]
1. 期首	令和 4年 8月 9日
期首元本額	13,954,156,193円
期中追加設定元本額	511,955,074円
期中一部解約元本額	853,939,251円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ バランスインカムオープン（毎月決算型）	3,002,325,690円
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	641,441,258円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 25	31,014,523円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 50	70,578,665円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 75	25,796,534円
三菱ＵＦＪ 海外債券オープン	4,671,992,609円
三菱ＵＦＪ 海外債券オープン（3ヵ月決算型）	3,486,346,460円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 50VA（適格機関投資家限定）	17,880,139円
三菱ＵＦＪ 海外債券オープンVA（適格機関投資家限定）	47,562,104円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド 25VA（適格機関投資家限定）	33,699,757円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド 50VA（適格機関投資家限定）	130,733,008円
三菱ＵＦＪ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定）	1,281,345,147円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）	33,698,202円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）	23,915,777円
三菱ＵＦＪ グローバルバランスVA	1,047,650円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	5,871,685円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	4,113,952円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	2,574,127円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	1,810,505円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030	1,025,947円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040	864,577円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	5,989,638円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	11,980,279円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	7,380,165円
三菱ＵＦＪ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	3,123,188円
三菱ＵＦＪ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	9,429,617円
三菱ＵＦＪ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	9,754,120円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 20型	9,730,847円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 40型	16,706,630円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 60型	22,439,216円
合計	13,612,172,016円
2. 受益権の総数	13,612,172,016口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 5年 2月 7日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 5年 2月 7日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	403,206,526
特殊債券	9,395,282
社債券	669,382
合計	413,271,190

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 5年 2月 7日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	イスラエルシェケル	15,715,783	—	15,553,508	162,275
合計		15,715,783	—	15,553,508	162,275

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 5年 2月 7日現在]
1口当たり純資産額	3.3044円
(1万口当たり純資産額)	(33,044円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	1.625 T-NOTE 260215	17,000,000.00	15,798,046.96	
		1.75 T-NOTE 230515	7,000,000.00	6,944,857.92	
		1.875 T-NOTE 290228	9,000,000.00	8,081,015.58	
		2 T-BOND 500215	500,000.00	354,277.34	
		2 T-NOTE 250815	19,000,000.00	17,975,039.11	
		2.75 T-NOTE 240215	3,500,000.00	3,425,931.35	
		2.875 T-BOND 490515	200,000.00	171,500.00	
		2.875 T-BOND 520515	7,800,000.00	6,658,640.66	
		2.875 T-NOTE 280815	18,000,000.00	17,152,031.16	
		2.875 T-NOTE 320515	5,000,000.00	4,704,687.50	
		3.125 T-BOND 430215	7,500,000.00	6,746,191.42	
		3.125 T-BOND 440815	2,000,000.00	1,786,406.24	
		3.25 T-BOND 420515	500,000.00	459,609.37	
		3.875 T-BOND 400815	2,000,000.00	2,040,742.18	
		4 T-BOND 521115	9,000,000.00	9,537,187.50	
		4.125 T-NOTE 270930	5,000,000.00	5,051,367.20	
		4.125 T-NOTE 321115	7,000,000.00	7,278,359.34	
		4.25 T-NOTE 240930	10,000,000.00	9,932,812.50	
		4.75 T-BOND 410215	5,000,000.00	5,689,453.10	
	国債証券 小計		135,000,000.00	129,788,156.43 (17,207,313,779)	
	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000.00	8,104,874.30	
	特殊債券 小計		10,000,000.00	8,104,874.30 (1,074,544,234)	
	社債券	7 IBM CORP 251030	1,000,000.00	1,062,366.99	
	社債券 小計		1,000,000.00	1,062,366.99 (140,848,615)	
アメリカドル合計			146,000,000.00	138,955,397.72 (18,422,706,628)	
	国債証券	1.5 CAN GOVT 260601	400,000.00	377,541.20	

カナダドル		2 CAN GOVT 280601	700,000.00	665,074.20	
		2 CAN GOVT 511201	3,400,000.00	2,694,778.80	
		2.25 CAN GOVT 290601	2,000,000.00	1,913,754.00	
カナダドル合計			6,500,000.00	5,651,148.20 (557,711,815)	
オーストラリアドル	国債証券	1.75 AUST GOVT 510621	1,200,000.00	764,449.10	
		3.25 AUST GOVT 250421	3,300,000.00	3,312,720.84	
		4.5 AUST GOVT 330421	4,000,000.00	4,354,768.40	
オーストラリアドル合計			8,500,000.00	8,431,938.34 (770,594,844)	
イギリスポンド	国債証券	1 GILT 240422	3,100,000.00	3,012,532.26	
		1.25 GILT 411022	1,300,000.00	868,296.00	
		1.25 GILT 510731	7,400,000.00	4,228,508.00	
		1.75 GILT 490122	2,600,000.00	1,747,096.00	
イギリスポンド合計			14,400,000.00	9,856,432.26 (1,572,692,331)	
シンガポールドル	国債証券	1.625 SINGAPORGOV 310701	600,000.00	539,661.57	
		2.75 SINGAPORGOVT 460301	600,000.00	595,200.00	
		2.875SINGAPORGOVT 300901	5,000,000.00	4,958,500.00	
シンガポールドル合計			6,200,000.00	6,093,361.57 (608,848,688)	
マレーシアリングット	国債証券	3.582 MALAYSIAGOV 320715	10,000,000.00	9,843,898.40	
		3.882 MALAYSIAGOV 250314	3,000,000.00	3,032,586.00	
		3.885 MALAYSIAGOV 290815	4,000,000.00	4,038,208.40	
		3.899 MALAYSIAGOV 271116	10,000,000.00	10,195,511.00	
		3.9 MALAYSIAGOV 261130	3,000,000.00	3,046,182.30	
		4.065 MALAYSIAGOV 500615	4,000,000.00	3,837,075.48	
		4.935 MALAYSIAGOV 430930	2,600,000.00	2,865,072.86	
マレーシアリングット合計			36,600,000.00	36,858,534.44 (1,133,952,812)	
ニュージーランドドル	国債証券	2.75 NZ GOVT 250415	500,000.00	484,791.21	
		3.5 NZ GOVT 330414	1,000,000.00	964,985.03	
ニュージーランドドル合計			1,500,000.00	1,449,776.24 (121,346,271)	
スウェーデンクローネ	国債証券	1 SWD GOVT 261112	4,000,000.00	3,833,887.08	
		1.75 SWD GOVT 331111	3,500,000.00	3,422,044.46	
スウェーデンクローネ合計			7,500,000.00	7,255,931.54 (90,699,144)	
ノルウェークローネ	国債証券	1.375 NORWE GOVT 300819	2,000,000.00	1,794,830.00	
		1.5 NORWE GOVT 260219	4,500,000.00	4,320,967.50	
		2.125 NORWE GOVT 320518	1,500,000.00	1,401,180.45	
			8,000,000.00	7,516,977.95	

ノルウェークローネ合計				(96,442,827)	
メキシコペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	15,000,000.00	15,072,615.45	
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	60,000,000.00	57,363,600.00	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	45,000,000.00	42,985,350.00	
		8.5 MEXICAN BONOS 290531	95,000,000.00	94,924,950.00	
		8.5 MEXICAN BONOS 381118	20,000,000.00	19,705,000.00	
メキシコペソ合計			235,000,000.00	230,051,515.45 (1,591,956,486)	
イスラエルシェケル	国債証券	1 ISRAEL FIXED BO 300331	5,000,000.00	4,324,000.00	
イスラエルシェケル合計			5,000,000.00	4,324,000.00 (165,049,674)	
ポーランドズロチ	国債証券	2.5 POLAND 240425	2,200,000.00	2,112,990.00	
		2.75 POLAND 291025	3,500,000.00	2,925,037.50	
		3.75 POLAND 270525	2,000,000.00	1,844,000.00	
ポーランドズロチ合計			7,700,000.00	6,882,027.50 (206,408,521)	
中国元	国債証券	1.99 CHINA GOVT 240915	10,000,000.00	9,950,989.90	
		2.44 CHINA GOVT 271015	40,000,000.00	39,573,600.80	
		2.62 CHINA GOVT 290925	15,000,000.00	14,792,751.45	
		2.8 CHINA GOVT 321115	19,000,000.00	18,913,234.41	
		2.89 CHINA GOVT 311118	8,000,000.00	8,003,151.20	
		3.53 CHINA GOVT 511018	2,000,000.00	2,078,835.80	
中国元合計			94,000,000.00	93,312,563.56 (1,819,809,608)	
ユーロ	国債証券	0 ITALY GOVT 260401	21,300,000.00	19,240,907.70	
		0 O.A.T 240225	6,000,000.00	5,832,369.60	
		0 O.A.T 250225	7,000,000.00	6,628,300.00	
		0 O.A.T 270225	3,000,000.00	2,710,692.00	
		0 O.A.T 291125	5,000,000.00	4,212,940.00	
		0 O.A.T 320525	14,000,000.00	10,934,378.00	
		0 OBL 270416	7,000,000.00	6,361,887.00	
		0.25 ITALY GOVT 280315	1,500,000.00	1,278,196.50	
		0.25 NETH GOVT 290715	3,000,000.00	2,614,271.40	
		0.5 NETH GOVT 320715	3,000,000.00	2,492,223.00	
		0.75 O.A.T 530525	2,000,000.00	1,102,822.00	
		0.8 SPAIN GOVT 290730	9,000,000.00	7,857,180.00	
		0.9 BEL GOVT 290622	2,800,000.00	2,527,207.20	
		1 BEL GOVT 310622	6,000,000.00	5,236,674.00	
		1 SPAIN GOVT 501031	2,500,000.00	1,376,465.00	
		1.1 IRISH GOVT 290515	600,000.00	549,151.20	
		1.25 O.A.T 360525	6,000,000.00	4,880,814.00	

	1.5 IRISH GOVT 500515	100,000.00	72,035.40	
	1.6 BEL GOVT 470622	400,000.00	294,394.40	
	1.7 BEL GOVT 500622	400,000.00	293,338.80	
	1.95 SPAIN GOVT 260430	8,000,000.00	7,801,256.00	
	2 NETH GOVT 540115	400,000.00	359,469.55	
	2.35 SPAIN GOVT 330730	6,000,000.00	5,522,928.00	
	3.25 BUND 420704	7,000,000.00	7,990,024.00	
	4.9 SPAIN GOVT 400730	400,000.00	471,645.48	
ユーロ合計		122,400,000.00	108,641,570.23 (15,456,436,196)	
合計			42,614,655,845 (42,614,655,845)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 19銘柄	93.40%	40.38%
	特殊債券 1銘柄	5.83%	2.52%
	社債券 1銘柄	0.76%	0.33%
カナダドル	国債証券 4銘柄	100.00%	1.31%
オーストラリアドル	国債証券 3銘柄	100.00%	1.81%
イギリスポンド	国債証券 4銘柄	100.00%	3.69%
シンガポールドル	国債証券 3銘柄	100.00%	1.43%
マレーシアリングット	国債証券 7銘柄	100.00%	2.66%
ニュージーランドドル	国債証券 2銘柄	100.00%	0.28%
スウェーデンクローネ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.21%
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	100.00%	0.23%
メキシコペソ	国債証券 5銘柄	100.00%	3.74%
イスラエルシェケル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.39%
ポーランドズロチ	国債証券 3銘柄	100.00%	0.48%
中国元	国債証券 6銘柄	100.00%	4.27%
ユーロ	国債証券 25銘柄	100.00%	36.27%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
[令和 5年 2月 7日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	36,163,105
コール・ローン	128,716,381
株式	5,752,367,957
投資証券	85,327,894
未収配当金	3,357,613
流動資産合計	6,005,932,950
資産合計	6,005,932,950
負債の部	
流動負債	
未払解約金	15,982,722
未払利息	141
流動負債合計	15,982,863
負債合計	15,982,863
純資産の部	
元本等	
元本	1,557,620,146
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,432,329,941
元本等合計	5,989,950,087
純資産合計	5,989,950,087
負債純資産合計	6,005,932,950

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 5年 2月 7日現在]
1. 期首	令和 4年 8月 9日
期首元本額	1,537,193,731円
期中追加設定元本額	185,444,629円
期中一部解約元本額	165,018,214円
元本の内訳	
外国株式アクティブファンドセレクション（ラップ専用）	186,787,678円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 25	34,886,103円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 50	147,407,859円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 75	174,540,409円
三菱ＵＦＪ 海外株式オープン	541,596,860円
三菱ＵＦＪ 海外株式オープンＶＡ（適格機関投資家限定）	219,611,908円
三菱ＵＦＪ ライフプラン 50ＶＡ（適格機関投資家限定）	37,359,143円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド 25ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,212,460円
三菱ＵＦＪ 世界バランスファンド 50ＶＡ（適格機関投資家限定）	72,197,352円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	7,301,582円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	7,416,540円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	6,077,383円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	14,347,115円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030	1,164,062円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040	1,460,257円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定型）	7,431,928円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	21,562,677円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（成長型）	17,404,347円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ライフ・バランスファンド（積極型）	24,678,258円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド 2030	11,644,564円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>ターゲット・イヤー ファンド 2040	16,531,661円
合計	1,557,620,146円
2. 受益権の総数	1,557,620,146口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 令和 4年 8月 9日 至 令和 5年 2月 7日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 5年 2月 7日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 5年 2月 7日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	343,497,810
投資証券	398,122
合計	343,895,932

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 5年 2月 7日現在]
1口当たり純資産額	3.8456円
(1万口当たり純資産額)	(38,456円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表
(1) 株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	CHEVRON CORP	5,513	169.64	935,225.32	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	5,463	42.95	234,635.85	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	1,565	243.03	380,341.95	
	VULCAN MATERIALS CO	5,305	181.59	963,334.95	
	CATERPILLAR INC	5,099	251.42	1,281,990.58	
	FORTIVE CORP	6,338	68.94	436,941.72	
	HEICO CORP-CLASS A	8,486	134.37	1,140,263.82	
	COSTAR GROUP INC	13,229	75.73	1,001,832.17	
	TESLA INC	4,545	194.76	885,184.20	
	AIRBNB INC-CLASS A	7,178	118.35	849,516.30	
	BOOKING HOLDINGS INC	129	2,469.95	318,623.55	
	DUOLINGO	1,972	99.10	195,425.20	
	ALPHABET INC-CL C	11,200	103.47	1,158,864.00	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	553	186.06	102,891.18	
	NETFLIX INC	843	361.48	304,727.64	

	AMAZON.COM INC	14,020	102.18	1,432,563.60	
	ULTA BEAUTY INC	1,207	518.00	625,226.00	
	COSTCO WHOLESALE CORP	2,103	515.59	1,084,285.77	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	517	342.46	177,051.82	
	INTUITIVE SURGICAL INC	3,240	248.98	806,695.20	
	SHOCKWAVE MEDICAL INC	2,085	182.04	379,553.40	
	ABBVIE INC	3,064	145.02	444,341.28	
	MODERNA INC	1,651	170.27	281,115.77	
	ZOETIS INC	5,427	164.93	895,075.11	
	BANK OF AMERICA CORP	25,902	36.37	942,055.74	
	CITIGROUP INC	7,965	50.86	405,099.90	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	13,409	43.78	587,046.02	
	COMERICA INC	7,050	75.30	530,865.00	
	S&P GLOBAL INC	1,571	368.66	579,164.86	
	PROGRESSIVE CORP	6,133	137.67	844,330.11	
	ADOBE INC	694	375.23	260,409.62	
	AUTODESK INC	2,657	218.34	580,129.38	
	CADENCE DESIGN SYS INC	4,639	185.91	862,436.49	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	4,012	109.42	438,993.04	
	DATADOG INC - CLASS A	4,670	76.96	359,403.20	
	MICROSOFT CORP	6,343	256.77	1,628,692.11	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	2,110	430.08	907,468.80	
	SALESFORCE INC	4,571	169.05	772,727.55	
	SERVICENOW INC	1,821	455.22	828,955.62	
	VISA INC-CLASS A SHARES	3,470	229.44	796,156.80	
	APPLE INC	13,971	151.73	2,119,819.83	
	T-MOBILE US INC	5,730	141.97	813,488.10	
	SEMPRA ENERGY	3,566	157.64	562,144.24	
	ADVANCED MICRO DEVICES	6,103	83.68	510,699.04	
	NVIDIA CORP	2,476	210.89	522,163.64	
アメリカドル 小計		239,595		32,167,955.47	
				(4,264,827,536)	
カナダドル	DOLLARAMA INC	8,000	78.53	628,240.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	17,500	25.82	451,850.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	6,000	69.34	416,040.00	
カナダドル 小計		31,500		1,496,130.00	
				(147,653,069)	
オーストラリアドル	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	1,926	36.05	69,432.30	
	BHP GROUP LTD	10,663	48.20	513,956.60	
	IDP EDUCATION LTD	22,840	31.46	718,546.40	
オーストラリアドル 小計		35,429		1,301,935.30	
				(118,983,867)	

イギリスポンド	ASSTEAD GROUP PLC	6,935	56.74	393,491.90	
	AUTO TRADER GROUP PLC	53,067	6.22	330,289.00	
イギリスポンド 小計		60,002		723,780.90 (115,486,480)	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	2,702	111.48	301,218.96	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	732	283.90	207,814.80	
スイスフラン 小計		3,434		509,033.76 (72,771,466)	
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	7,100	376.80	2,675,280.00	
	MEITUAN-CLASS B	710	164.10	116,511.00	
	AIA GROUP LTD	28,400	85.60	2,431,040.00	
香港ドル 小計		36,210		5,222,831.00 (88,213,615)	
ニュージーランドドル	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	15,184	26.29	399,187.36	
ニュージーランドドル 小計		15,184		399,187.36 (33,411,982)	
スウェーデンクローネ	SANDVIK AB	7,154	220.10	1,574,595.40	
スウェーデンクローネ 小計		7,154		1,574,595.40 (19,682,442)	
ノルウェークローネ	AUTOSTORE HOLDINGS LTD	132,428	23.58	3,122,652.24	
ノルウェークローネ 小計		132,428		3,122,652.24 (40,063,628)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	2,253	958.00	2,158,374.00	
デンマーククローネ 小計		2,253		2,158,374.00 (41,268,110)	
ユーロ	NESTE OYJ	7,830	42.71	334,419.30	
	THALES SA	2,000	119.00	238,000.00	
	FERRARI NV	1,999	243.80	487,356.20	
	ADIDAS AG	964	155.36	149,767.04	
	HERMES INTERNATIONAL	380	1,742.50	662,150.00	
	SCOUT24 SE	3,850	54.92	211,442.00	
	HELLOFRESH SE	14,588	23.03	335,961.64	
	BEIERSDORF AG	2,856	112.05	320,014.80	
	L'OREAL	1,021	381.95	389,970.95	
	BNP PARIBAS	4,054	60.75	246,280.50	
	ADYEN NV	488	1,540.00	751,520.00	
	DASSAULT SYSTEMES SE	9,205	38.11	350,802.55	
	ASML HOLDING NV	1,959	620.60	1,215,755.40	
ユーロ 小計		51,194		5,693,440.38 (810,005,762)	

合 計	614,383		5,752,367,957 (5,752,367,957)	
-----	---------	--	----------------------------------	--

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカドル	投資証券	SBA COMMUNICATIONS CORP	2,176	643,595.52	
アメリカドル合計			2,176	643,595.52 (85,327,894)	
合 計				85,327,894 (85,327,894)	

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 45銘柄	98.04%	—	73.06%
	投資証券 1銘柄	—	1.96%	1.46%
カナダドル	株式 3銘柄	100.00%	—	2.53%
オーストラリアドル	株式 3銘柄	100.00%	—	2.04%
イギリスポンド	株式 2銘柄	100.00%	—	1.98%
スイスフラン	株式 2銘柄	100.00%	—	1.25%
香港ドル	株式 3銘柄	100.00%	—	1.51%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.00%	—	0.57%
スウェーデンクローネ	株式 1銘柄	100.00%	—	0.34%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.00%	—	0.69%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.00%	—	0.71%
ユーロ	株式 13銘柄	100.00%	—	13.88%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）】

【純資産額計算書】

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	244,946,034
負債総額	200,927
純資産総額（ - ）	244,745,107
発行済口数	220,400,327口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1105
（10,000口当たり）	（11,105）

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）】

【純資産額計算書】

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	176,069,096
負債総額	153,121
純資産総額（ - ）	175,915,975
発行済口数	152,077,827口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1567
（10,000口当たり）	（11,567）

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）】

【純資産額計算書】

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	107,580,988
負債総額	948,026
純資産総額（ - ）	106,632,962
発行済口数	89,002,695口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1981
（10,000口当たり）	（11,981）

【三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）】

【純資産額計算書】

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	203,612,168
負債総額	529,058
純資産総額（ - ）	203,083,110
発行済口数	164,375,876口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.2355
（10,000口当たり）	（12,355）

（参考）

三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド

純資産額計算書

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	16,440,883,183
負債総額	7,205,252
純資産総額（ - ）	16,433,677,931
発行済口数	11,728,929,269口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.4011
（10,000口当たり）	（14,011）

三菱ＵＦＪ 国内株式アクティブマザーファンド

純資産額計算書

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	7,561,227,369
負債総額	64,101,373
純資産総額（ - ）	7,497,125,996
発行済口数	3,522,693,468口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.1282
（10,000口当たり）	（21,282）

三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド

純資産額計算書

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	50,137,791,303
負債総額	5,274,610,912
純資産総額（ - ）	44,863,180,391
発行済口数	13,545,263,587口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.3121
（10,000口当たり）	（33,121）

三菱ＵＦＪ 海外株式アクティブマザーファンド

純資産額計算書

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	5,933,195,963
負債総額	397,981
純資産総額（ - ）	5,932,797,982
発行済口数	1,550,104,073口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.8274
（10,000口当たり）	（38,274）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定められ、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2023年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2023年 2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	875	22,978,971
追加型公社債投資信託	16	1,462,576
単位型株式投資信託	91	408,675
単位型公社債投資信託	50	117,863
合 計	1,032	24,968,085

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(１) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,803,388	2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		

預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2 5,200,810	2 6,423,139
その他未払金	2 4,412,521	2 4,565,457
未払費用	2 4,755,909	2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

（２）【損益計算書】

(単位：千円)				
	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		67,963,712		79,977,953
投資顧問料		2,443,980		2,711,169
その他営業収益		21,613		13,459
営業収益合計		70,429,306		82,702,582
営業費用				
支払手数料	2	26,689,896	2	31,644,834
広告宣伝費		668,150		720,785
公告費		250		500
調査費				
調査費		2,077,942		2,430,158
委託調査費		12,035,954		14,557,009
事務委託費		798,528		1,450,062
営業雑経費				
通信費		296,490		138,868
印刷費		378,180		379,428
協会費		51,841		49,590
諸会費		16,613		17,729
事務機器関連費		1,977,769		2,172,978
その他営業雑経費		8,391		649
営業費用合計		45,000,009		53,562,596
一般管理費				
給料				
役員報酬		352,879		414,260
給料・手当		6,461,546		6,496,233
賞与引当金繰入		933,381		942,287
役員賞与引当金繰入		160,710		149,028
福利厚生費		1,272,568		1,282,310
交際費		2,721		4,874
旅費交通費		22,768		21,698
租税公課		402,939		430,233
不動産賃借料		666,331		724,961
退職給付費用		481,135		494,615
役員退職慰労引当金繰入		11,763		-
固定資産減価償却費		1,358,911		2,249,287
諸経費		413,538		379,054
一般管理費合計		12,541,193		13,588,846
営業利益		12,888,103		15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
--	-------------------------------------	--	-------------------------------------	--

営業外収益			
受取配当金		170,807	243,133
受取利息	2	2,726	7,408
投資有価証券償還益		81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835	137,485
受取賃貸料	2	65,808	65,808
その他		12,504	36,211
営業外収益合計		609,239	1,579,148
営業外費用			
投資有価証券償還損		95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395	16,548
事務過誤費		-	76,076
賃貸関連費用		13,472	15,780
その他		2,932	7,585
営業外費用合計		128,747	119,066
経常利益		13,368,595	17,011,221
特別利益			
投資有価証券売却益		2,007,655	605,706
特別利益合計		2,007,655	605,706
特別損失			
投資有価証券売却損		51,737	28,188
投資有価証券評価損		26,317	36,558
固定資産除却損	1	536	13,094
特別損失合計		78,591	77,840
税引前当期純利益		15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	5,366,608
法人税等調整額		19,122	22,446
法人税等合計		4,736,304	5,389,054
当期純利益		10,561,354	12,150,032

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による 累積的影響額			475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日

効力発生日

令和2年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり
提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

（注１）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注１）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
--	------	-------------	--------------	------

現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093

	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361

その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702

繰延税金負債

前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	--------	-----	-----	-------	------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間
(令和4年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金		48,375,193
有価証券		270,676
前払費用		804,517
未収入金		78,340
未収委託者報酬		16,141,814
未収収益		751,362
金銭の信託		10,401,500
その他		264,566
流動資産合計		77,087,971

固定資産

有形固定資産

建物	1	285,704
器具備品	1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

無形固定資産

電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592

投資その他の資産

投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	1,783,230
未払金	
未払収益分配金	112,635
未払償還金	7,418
未払手数料	6,226,860
その他未払金	575,030
未払費用	5,329,791
未払消費税等	2
未払法人税等	592,374
賞与引当金	2,634,965
役員賞与引当金	954,015
その他	86,040
流動負債合計	5,517
	18,307,880

固定負債

退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505
固定負債合計	1,636,744
負債合計	19,944,625

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826
利益剰余金合計	35,934,416
株主資本合計	82,667,260

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447

純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入		39,158
事務過誤費		1,807
賃貸関連費用	1	6,770
その他		11,805
営業外費用合計		59,541
経常利益		7,906,314
特別利益		
投資有価証券売却益		364,481
特別利益合計		364,481
特別損失		
投資有価証券売却損		338
投資有価証券評価損		104,554
固定資産除却損		3,528
特別損失合計		108,421
税引前中間純利益		8,162,374
法人税、住民税及び事業税		2,522,443
法人税等調整額		28,522
法人税等合計		2,493,921
中間純利益		5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							6,075,125	6,075,125	6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	406,671	406,671	406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	813,328	813,328	813,328
当中間期変動額合計	813,328	813,328	1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

（金融商品関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	270,676	270,676	-
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	-
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	-
資産計	25,334,797	25,334,797	

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	270,676	-	270,676
金銭の信託	-	10,401,500	-	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	-	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	-	25,334,797

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小 計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,414,223	8,052,120	637,897
	小 計	7,414,223	8,052,120	637,897
合 計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円）を含めております。

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しており

ます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
1株当たり純資産額	394,556.72円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、も

しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款について2023年10月 1 日付で以下の変更を行います。

・商号の変更（三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更）

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2022年 9 月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2022年 9 月末現在)	事業の内容
株式会社第四北越銀行	32,776 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鹿児島銀行	18,130 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
九州ＦＧ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2023年2月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年11月 7日	有価証券届出書の訂正届出書
2022年11月 7日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年４月５日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）の令和４年８月９日から令和５年２月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）の令和５年２月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年４月５日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）の令和４年８月９日から令和５年２月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）の令和５年２月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年４月５日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）の令和４年８月９日から令和５年２月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）の令和５年２月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年４月５日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）の令和４年８月９日から令和５年２月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）の令和５年２月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。